

令和2年9月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和2年10月23日 開会

令和2年10月23日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和2年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和2年10月23日（金）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案の上程

議案第1号 令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出
決算の認定について

議案第2号 令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと
市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号 令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと
市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業
特別会計補正予算（第1号）について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置
及び管理に関する条例の制定について

議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の制定について

議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の制定に
ついて

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 決算審査報告

日程第 7 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 8 一般質問

日程第 9 討論、採決

日程第 10 閉 会

出席議員（9名）

1番	岩井文男君	2番	鎌倉金君
3番	石上允康君	4番	伊藤保君
5番	佐久間茂樹君	6番	島田和雄君
7番	石田勝一君	8番	苅谷進一君
9番	浅野勝義君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者	明智忠直君
副管理者	太田安規君
副管理者	越川信一君
事務局長	樋口恒一君
会計管理者	多田英子君
施設整備課長	宮内雄治君
施設整備課主査	西ノ宮正人君
施設整備課副主幹	黒柳智義君

事務局出席者

書	記	齊藤孝一
書	記	岩瀬哲

○事務局長（樋口恒一君）皆さま本日はご苦勞様でございます。事務局長の樋口です。

本日はよろしくお願ひします。それでは、会議の前に配付資料の確認をさせていただきます。議案第1号から第3号の令和元年度決算書、令和元年度決算に係る主要な施策の成果、令和元年度決算審査意見書、議案第4号の令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第5号の令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第6号の令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第7号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、及び、参考資料として、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則（案）、議案第8号の行政財産使用料条例の制定について、こちらにつきまして事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

また、本日ですが、席次表と説明者一覧、一般質問一覧、また、すでに事前に配付させていただいていますが、差し替え分としまして、議事日程を各議席のほうへ配付させていただいておりますが、ございますでしょうか。

以上でございます。ありがとうございます。

日程第1 開会（午後1時35分）

○議長（岩井文男君） それでは、ただいまから、令和2年9月、東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は8名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

なお、議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。

日程第2 会期の決定

○議長（岩井文男君） 日程第2、会期の決定でございます。日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、まず本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(岩井文男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(岩井文男君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、7番石田勝一議員、8番苅谷進一議員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○8番(苅谷進一君) 議長、すいません。よろしいですか。

○議長(岩井文男君) はい。

○8番(苅谷進一君) あの、私どもいいんですけど、こういう議会なんで本来なら、議長に逆らうわけではありませんけど、同じ市で署名人をやらないで、やっぱり市を分けたほうが本当はよろしいんじゃないですかね。あの、議事録署名人をね。同じ市で二人じゃなくて、例えば旭市とか匝瑳市とか、本来であれば議事録やるには、やっぱり立場、立場変えて署名したほうがよろしいかと思うんですけど。

○議長(岩井文男君) 議事録署名人は二人じゃなくて。

○8番(苅谷進一君) 同じ市で二人じゃなくて、市を分けたほうが、議会の進行上、本来であれば、いいと思うんですよ。ただ、もう決めたことだからいいんですけど、以後はそのようにしていただかないと、やっぱり事務局はね、一つの市に行けば二人でサインもらえるから楽かもしれないけども、やっぱり公正、公平さに欠けるところあるんで、そのへんは今後、ご配慮いただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長(岩井文男君) じゃあ今後、一市に限らず、複数の市で会議録署名議員のほうをお願いして、というような苅谷議員の提案でございますので、できればそういうようなかたちでお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(岩井文男君) 次に発言の訂正がございますので、事務局から、令和2年3月定例会における答弁の訂正についての発言の申し出がありましたので、これを許します。事務局。

○事務局長(樋口恒一君) 令和2年3月定例会の議案質疑におきまして、苅谷議員から広域ごみ処理施設の試運転の際の売電収入に係る質問に対しまして、事務局の方か

ら試運転期間中の売電収入については、事業者の収入になるというふうに回答したところですが、議会後にあらためて契約条件等を確認したところ、試運転期間中の売電収入については、組合の収入になると規定されておりましたので、発言について訂正させていただきます。議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（岩井文男君） はい。発言の訂正の説明があったとおりでございます。それでは、事務局は今後において、答弁の内容について正確に期するよう、よろしく願いいたします。

日程第4 議案の上程

○議長（岩井文男君） それでは日程第4、議案の上程。管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案であります。配付漏れはありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（岩井文男君） 配付漏れなしと認めます。それでは議案第1号から議案第8号までの8議案を一括上程し、議題といたします。職員より、議案の説明の朗読をお願いいたします。

○書記（齊藤孝一） それでは、議案の朗読をいたします。

議案第1号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第4号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第6号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理

に関する条例の制定について

議案第7号、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

議案第8号、東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の制定について
以上、8議案でございます。

日程第5 提案理由の説明

○議長（岩井文男君） それでは日程第5、ここで管理者から、あいさつを兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 本日ここに、令和2年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会に提出いたします議案は、8議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げることといたしますが、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

ここで、当組合事業の近況について、ご報告いたします。

はじめに、銚子連絡道路の整備促進について申し上げます。例年開催しております銚子連絡道路整備促進地区大会は、新型コロナウイルスの影響により残念ながら大会を中止いたしました。銚子連絡道路整備事業の進捗状況は、現在、横芝光町から匝瑳市間の5kmと旭市から銚子市間の旭市側3kmについては、令和5年度までの供用開始を目指し事業が進められており、匝瑳市から旭市間については、都市計画の原案の説明会が、匝瑳市で10月18日に開催され、旭市は、10月25日に開催される予定であります。事業化に向け手続きを進めて行くとのこととあります。また、来月の11月20日には、地元選出国會議員、国土交通省、財務省へ銚子連絡道路の一日も早い完成を図るべく、要望活動を行って参ります。

次に、職員共同研修事業であります。圏域内職員が公務員として必要な基礎的知識の習得、指導力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に、共同で研修を実施しているところであります。本年度は、新型コロナウイルスの影響により、4

月から6月まで研修を一時中断しておりましたが、7月から感染防止対策をして開催しているところであります。新任職員研修等、各種の研修を計画しており、9月末現在で、4課程143名が研修を受講しております。

次に、中学生海外派遣研修事業であります。圏域内15校の中学2年生が参加するシンガポールへの研修ですが、今年度の研修は、新型コロナウイルスの影響により中止といたしました。

次に、職員採用試験の受験状況について、ご報告いたします。本年は、9月20日に一般行政職上級、資格免許職等の採用試験を実施し、10月18日には、一般行政職初級及び消防職等の採用試験を銚子市立高等学校において実施しました。この採用試験には6団体が参加し、11職種、203名の方が受験されました。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について、ご報告いたします。

現在、広域ごみ処理施設と広域最終処分場の建設工事が、令和3年4月の施設稼働を目標に、それぞれ着々と進められているところです。広域ごみ処理施設については、9月から機器の試運転が開始されており、今後、12月からは実際にごみの処理を伴う試運転が予定されております。広域最終処分場については、工事事業者からは、工期内での竣工は厳しいとの見解であります。工期短縮に向け、工事工程の見直しや休日施工などの取り組みがされております。

最後に、負担割合の見直しについてであります。10月12日に構成各市の副市長と企画、財政、環境、3課長により、第5回目となる負担割合制度検討会議を開催し、事務局の提案した内容を説明し、現在、各市で精査していただいているところであります。

続いて、本議会に提出いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

今回の定例会に提出いたします議案は、令和元年度の各会計の決算認定が3議案、令和2年度の補正予算案が2議案、条例の制定が3議案の計8議案でございます。

議案第1号から議案第3号は、令和元年度各会計の決算認定についてでありまして、地方自治法に基づき議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額5,280万4,462円、歳出総額4,483万8,312円、差し引き796万6,150円となりました。

議案第2号は、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額1,180万5,224円、歳出総額931万7,097円、差し引き248万8,127円となりました。

議案第3号は、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額61億8,573万2,672円、歳出総額61億3,880万8,572円、差し引き4,692万4,100円となりました。

議案第4号は、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、873万6千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ337万円とするものであります。

議案第5号は、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,619万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ206億8,419万1千円とするものであります。

議案第6号は、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、東総地区広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設等について、設置及び管理に関して定めるものであります。

議案第7号は、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてでありまして、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に伴い、廃棄物の再生及び処分並びに処理手数料、その他必要な事項を定めるものであります。

議案第8号は、東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の制定についてでありまして、地方自治法225条の規定による行政財産について、使用料その他必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、事務局より補足説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（岩井文男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 決算審査報告

○議長（岩井文男君） 日程第6で決算審査報告、監査委員を代表して、浅野勝義監査委員からの、決算審査意見についての報告でございましたが、現在、浅野委員におかれましては、都合上、今欠席となっておりますので、事務局代読をお願いをしたい。こういうふうに思っていますけど。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） 会計管理者のほうからお願いしたいと思いますので。よろしゅうございますか。いいですか。じゃあ監査の報告について会計管理者のほうからお願いをいたします。

○会計管理者（多田英子君） それでは代読させていただきます。決算審査についてご報告をいたします。

令和2年8月25日、東総地区広域市町村圏事務組合会議室において、代表監査委員斉藤馨氏と事務局立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計、及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算並びに、ふるさと市町村圏基金について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査したところ、各会計の歳入歳出決算は各帳簿との照合の結果、係数は正確であり、内容も正当なものと認定いたしました。また、証書類も整理されており、収入及び支出についても効率性を十分考慮し、適正な執行がなされておりました。基金については、その設置目的にそって適正かつ効率的に運用されているものと認めました。

東総地区広域市町村圏事務組合、監査委員、浅野勝義、代読。

○議長（岩井文男君） 浅野監査委員の代読を会計管理者のほうから、監査員報告が終わりました。

日程第7 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（岩井文男君） 日程第7、議案の補足説明及び議案質疑を行います。予め申し添えますが、質疑回数は、再々質問までとなっております。質疑については、議案の

範囲内とし、円滑な議事運営ができますようご協力をよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号の補足説明を求めます。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第1号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。お手元の、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の1ページをお開きください。

はじめに、歳入でございます。歳入合計は、予算現額5,167万5千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、5,280万4,462円で、不納欠損額、収入未済額は、ともになく、予算現額と収入済額との比較は、112万9,462円の増でございます。

続いて2ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額5,167万5千円に対しまして、支出済額4,483万8,312円で、翌年度繰越額はなく、不用額及び、予算現額と支出済額との比較はともに、683万6,688円でございます。歳入歳出差引残額は、796万6,150円でございます。

続いて3ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。1款、1項、1目、総務費負担金の収入済額5,016万6千円は、関係3市からの負担金収入でございます。2款、1項、1目繰越金の収入済額257万1,318円は、前年度からの繰越金収入でございます。3款、1項、1目雑入の収入済額6万7,144円は、職員共同採用試験に係ります構成3市以外の参加団体からの負担金等でございます。

続いて4ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明いたします。まず2款、総務費の支出済額は4,462万7,750円で、この内、2款、1項、1目、一般管理費の、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費につきましては、事務局長及び総務課職員、計5人分の人件費でございまして、支出額の合計は、4,033万5,888円でございます。

続いて5ページをご覧ください。11節の需用費については、支出済額が109万8,123円で、主なものとしては、事務用品等の消耗品費、庁舎の光熱費等でございます。

続いて13節の委託料については、支出済額が171万7,625円でございます。

て、主なものとしては、庁舎の機械警備の委託料19万6,200円、組合ホームページ保守・更新の委託料26万4千円、固定資産台帳・財務書類作成支援業務委託料が81万円でございます。

続いて6ページをお開きください。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、支出済額が33万3,223円で、その主なものは、職員合同採用試験に係ります千葉県市町村総合事務組合への負担金として30万6,960円でございます。

続いて2目の企画費でございますが、11節の需用費、支出済額24万6,881円、及び、12節の役務費、支出済額21万1,432円については、毎年3月に発行しております、組合広報紙ふるさと東総の印刷製本費と新聞折込費でございます。

続いて7ページをご覧ください。3款の予備費につきましては、予算現額50万円で、充当はございませんでした。

続いて8ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりとなっておりますが、5の実質収支額は、796万6千円でございます。

9ページをご覧ください。財産に関する調書については、1の公有財産については、土地につきましては、広域ごみ処理施設の用地取得によりまして、その他、雑種地で1,421平方メートル増加しまして、62,080平方メートルでございます。建物につきましては、本庁舎の非木造810㎡でございます。2の物品につきましては、公用自動車1台でございます。こちらは、増減はありませんでした。決算書の説明は以上でございます。

続きまして、別冊となっております、主要な施策の成果の1ページをお開きください。

まず職員採用試験合同実施事業でございますが、決算額は、40万2,256円でございます。これは、経費節減や、採用予定者の資質の均一化を図るために、圏域内の市及び一部事務組合職員の採用試験を合同で実施しているものでございます。試験の職種は、一般行政、技術、保育士、消防等ございまして、令和元年9月22日に実施しまして、応募者数228名。それに対しまして、受験者数は、195名でございました。参加団体は関係3市を含む6団体で、団体別の受験者数は記載のとおりでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 議案に私は反対するものじゃありませんけども、ちょっと説明の中で不足があると思うんですが、今回不用額が多かったですよね。予算に対して1割ですよね、約。これはどういう原因で不用額が、それだけ出たということですか。

決算に当たって不用額の取り扱いの説明がないんですよね。今の説明の中で。本来であれば、不用額が出た、不用額をどのようにどうしたかっていうのをきちっと説明をするのが議案説明であると思いますので、その2点をお答えください。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、ただ今の質問にお答えいたします。まず一般会計におきます不用額でございますが、まず2款、1項、1目、一般管理費におけます給料関係でございます。こちらにつきましては、昨年度、職員の年度途中の休職や減がございまして、その関係で不用額が出ております。また需用費につきましては、修繕料におきまして、冷房施設等の故障を見込んで、古い施設ですので故障を見込んでおいた予算につきましては、予定よりも修理の回数が少なかったということで不用が出ております。主な不用については以上でございます。不用額の取り扱いにつきましては、基本的にはそのまま繰越して、翌年度に繰越し予算として計上するというようにしております。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） あの。人件費の件とエアコンだということですけど、予算の1割ですよ。ということは、予算を作る段階でちょっと甘いんじゃないんですか。事務局のほうで。普通、1割なんてことが不用額として出ることありえないですよ。人件費が半分としたって、人件費2百何万でしょ。違います。もうちょっとね。予算の段階できちっと精査してやっていただかないと、やっぱりこれだけ広域の議会でやることですから、本来であれば不用額出た分、負担割合に応じて各市に返したらどうですか。別に何も繰越ししなくたっていいんじゃないんですか。各市から単純に取っているんだから。そういうことも今までありますよね。実際。違いますか。誰の段階でそれ、どういう決裁でそういうふうにするわけですか。みんな、各市負担、大変じゃないですか。なにも自分のところに残さなくても清算した段階で各市に戻せばいいだ

けの話ですよ。負担割合で行っている訳ですから。なぜそういう対応ができないんですか。お答えください。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 不用額につきましては、年度末に向けまして執行額等、精査をしておりますが、どうしても2月議会の減額の付近までに予測できないもの等については、そのままにしております。また給与につきましても同じ理由で、今のところ不用額をそのままにしておりますが、できるだけ精査したうえで、基本的に大きな不用額が見込まれる場合については、できるだけ減額等を行いまして、負担金等についても減額等の対応をしたいと思います。以上でございます。

○8番（苅谷進一君） 3回目ですけど、私が聞いたことに、議長は分かっていると思いますけど、答えがなっていないんですよ。私が聞いているのはそうじゃなくて、不用額が多くなるってことは、積算の段階も予算の段階でも甘いんじゃないかって言っているんですよ。確かにその2百何万の人員費とあんたが言うから繰り返すけれども、それが出たにしたら、決算の予定を見込む段階で、例えば1月の段階でそれを分かるわけじゃないですか。そしたら2月に議会があったでしょ。そんときに返金で返せばいいだけの話じゃないですか。なんでそれをさ、見過ごしてさ、そのまま予算を過ぎすわけ。おかしいでしょって言っているの。そういう見方がね、局長は県から来ているから分かるけども、そういうふうには、我々みんな各市は大変な思いをして負担割合を抛出しているんですから、そういうことを会計管理者とかと話してね、きちっとやるべきじゃないですか。今までだって現にありますよ。見込んだ額が多すぎたもので、各市に返したってことがありますよね。局長、分かんないかな。もう3回目だからさ。同じこと2回言わせないでくれる。やっぱりそういうこと、返金をすべきですよ、これ。もう見込みが立つわけですから。去年の年度末に。年度末までに、そういう猶予があるわけですから、そういうことはすべきですよ。それと、その不用額についての取り扱いを今後どうするかも、きちっと答えてないですよ。今ね。最後ね。局長が言っているのはただ、そういうふうになりたいと思いますじゃなくて、やっぱりそういうところ、ちゃんと精査すべきだっていうことを私は言っているんですから、精査するのか、しないのか明確に答えてください。

○事務局長（樋口恒一君） 不用額につきましては、今後につきましては、よく精査し

たうえて、実際に必要な予算等を精査したうえて、減額等するのであれば、するって
いう対応を・・・

(発言する者あり)

○事務局長(樋口恒一君) 予算、支出予算を減額したうえて、歳入予算の負担につき
まして、各市のほうへ戻す、減額、返金するということを対応したいと思います。

(発言する者あり)

○事務局長(樋口恒一君) 対応するように検討したいと思います。以上です。

○議長(岩井文男君) 他に質疑はありませんか。

鎌倉議員。

○2番(鎌倉金君) 5ページの、13節、委託料の一番下ですね。固定資産台帳、財
務書類作成支援作成業務81万円とありますが、組合においては、それほど固定資産
があるとも思えないんで、81万円という金額がどのように使われているのかご説明
をお願いします。

○議長(岩井文男君) 樋口事務局長。

○事務局長(樋口恒一君) ただ今のご質問にお答えいたします。こちらの固定資産台
帳財務処理作成支援業務でございますが、こちらにつきましては、総務省からの統一
的な基準で、財務処理公表資料の作成を専門的見地によって支援していただくという
ような業務となっております。こちらの業務につきましては、以前は財務処理につき
ましては、固定資産、支出する内容も少なかったということがございましたので、事
務局のほうで作成しておりましたが、平成30年以降、一般廃棄物事業におきまして、
施設用の用地の取得等、固定資産の増加等、実施設計等の業務もございまして、専門
的知識による書類の振り分けが必要となることから、資産台帳財務処理作成業務委託
として専門業者に委託をしております。以上でございます。

○議長(岩井文男君) 鎌倉議員。

○2番(鎌倉金君) 高いなあという印象は変わりませんが、内容は分かりましたので、
ありがとうございました。

○議長(岩井文男君) 他にございますか。

○議長(岩井文男君) ないようですので、質疑なしと認めます。次に、議案第2号の
補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第2号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の11ページをお開きください。

はじめに歳入でございますが、歳入合計は、予算現額1,166万9千円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,180万5,224円で、不納欠損額、収入未済額はともになく、予算現額と収入済額との比較は、13万6,224円の増でございます。

12ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額1,166万9千円に対しまして、支出済額は931万7,097円で、翌年度繰越額はなく、不用額及び、予算現額と支出済額との比較は、ともに、235万1,903円で、歳入歳出差引残額は248万8,127円でございます。

13ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。1款、1項、1目の利子及び配当金の収入済額2,246円でございます。これはふるさと市町村圏基金の運用による利子収入でございます。2款、1項、1目、ふるさと市町村圏基金繰入金、収入済額937万円は、中学生海外派遣研修や、職員共同研修等の事業費の財源に充てるために、基金を取り崩して繰り入れたものでございます。3款、1項、1目、繰越金の収入済額69万2,978円は、前年度からの繰越金でございます。4款、1項、1目、雑入、収入済額174万円は、中学生海外派遣研修の参加者負担金29名分でございます。

14ページをお開きください。歳出でございます。1款、1項、1目、ふるさと振興費、支出済額は931万7,097円でございます。その主な内容でございますが、9節の旅費は、支出済額663万8,347円で、その主な内容は、中学生海外派遣研修の35名分の海外渡航費等でございます。続いて13節の委託料、支出済額169万7,918円は、職員共同研修の講義委託料等でございます。19節、負担金、補助及び交付金、支出済額28万6千円は、山武、東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。2款、予備費につきましては、予算現額20万円で、充当はございませんでした。

15ページをご覧ください。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございますが、5の実質収支額は248万8千円でございます。

続いて、財産に関する調書でございますが、ふるさと市町村圏基金3,867万円のうち、各種事業費に充てるため、937万円を取り崩したことから、決算年度末の現在高は、2,930万円でございます。

決算書の説明は以上でございます。

続きまして、決算に係る主要な施策の成果について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。職員共同研修事業につきまして、決算額は194万3,147円でございます。こちらは新任、初級、中級職員、監督者等の8課程延べ26日間の研修を実施いたしております。修了者数は、246名でございます。

続いて3ページをご覧ください。中学生海外派遣研修事業については、決算額は、708万7,950円でございます。令和元年度で28回目の実施となりましたが、訪問国はシンガポールで、日程は令和元年7月23日からの4泊5日、参加者は、特別団員4名、事務局2名、圏域内15校の中学2年生29名でございます。

続いて4ページをお開きください。銚子連絡道路整備促進事業については、決算額は、28万6千円でございます。これは、山武、東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。主な活動状況としては、令和元年5月17日に銚子市市民センターにおきまして、地区大会を開催いたしました。また、11月28日には、地元選出国會議員や国土交通省などの関係機関に対しまして、要望活動を実施いたしました。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 議案の補足説明は終わりました。会議の途中でございますけども、2時30分まで休憩いたします。

午後2時21分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（岩井文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。議案第2号の質疑を許します。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 決算の内容について反対するものではありませんけど、ちゃんと前段で言っときますからね、反対しないけど、ちゃんとチェックしなきゃならないということ言います。それでですね、ここで出た不用額の取り扱いの説明が、さっき言ったんだからさ、すぐ気を利かせて言っとかなきゃだめですよ。これ、どういうふうにしたのか。まずそれをどうやって取り扱いしたのか。本来であれば、これ、最初、ふるさと市町村圏の基金を取り崩しているわけですよ。この決算においては900万。だから普通であれば、不用額が出れば基金に戻すのが当然の地方行政の財政処理だと私は思うんですよ。それ今回基金に戻していないでしょ。なぜ基金に戻さないで、それ、どういう取り扱いにしているの。その点、教えてください。あ、それで議長ね、おそらく局長では全部答えられないかもしれないから、それは裁量でもって、他のほうで説明してもらおうようにしとかなないと、局長ではおそらく答えきんないと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今のご質問にお答えいたします。現在ふるさと市町村圏事業の基金につきましては、取り崩しをした後、予算執行をして出た不用額の取り扱いについては、基本的に翌年度に繰越しということで扱いをしております。なお先ほど荻谷議員がおっしゃられたように、今後は執行残について精査いたしまして基金に繰り戻しするかどうかについて検討したいと考えます。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） あのね、繰入金で次に越したということだけど、ちゃんとさ、このね、15ページにね、実質収支に関する調書のところにあるわけじゃないですか。項目の6項で、自治法の233条の2項の規定により、繰入金に入れることもできるわけですよ。なにも不用額で繰越金を増やす必要なんか何もない。ちゃんと基金に戻してくださいよ。今後そういうふうに。局長の裁量だけじゃなくて、ちゃんときちんと精査したうえで、ちゃんと繰入金に入れる法律、条例もあるわけなんだから、そこをきちっと守っていただきたいと思います。まあそのへんきちっとしてください。やっぱり条例がね、局長も県から来ているから、いきなりこういうの分かんない部分もあるんだろうけども、分かんないなら、分かんないなりに担当課ときちんと精査して

いただかないと、これだけの交付金事業、どんどん事業規模がおおきくなっているわけですから、きちっと会計をやっていただきたい。ということをお願いしたいと思います。答弁は大丈夫です。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、今後につきましては、きちんと精査したうえで対応したいと考えます。以上です。

○議長（岩井文男君） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。次に、議案第3号の補足説明を求めます。
樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第3号令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

お手元の、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の17ページをお開きください。はじめに歳入でございます。歳入合計は、予算現額61億8,571万9千円に対しまして、調定額及び収入済額はともに61億8,573万2,672円で、不納欠損額、収入未済額は、ともになく、予算現額と収入済額との比較は、1万3,672円の増でございます。

18ページをお開きください。歳出でございます。歳出合計は、予算現額61億8,571万9千円に対しまして、支出済額61億3,880万8,572円で、翌年度繰越額はなく、不用額は4,691万428円、予算現額と支出済額との比較は、4,691万428円でございます。歳入歳出差引残額は、4,692万4,100円でございます。

19ページをお開きください。決算事項別明細書の歳入でございます。1款、1項、1目、衛生費負担金、収入済額38億2,541万円は、関係3市からの負担金収入でございます。2款、1項、1目、衛生費国庫補助金、収入済額22億7,561万6千円は、循環型社会形成推進交付金でございます。3款、1項、1目、繰越金、収入済額8,469万2,711円は、前年度からの繰越金収入でございます。4款、1項、1目、雑入、収入済額1万3,961円は、開示文書交付費収入等でございます。

続いて20ページをお開きください。次に、歳出でございます。1款の衛生費の支出済額は、61億3,880万8,572円でございますが、その主な内訳として、1款、1項、1目、清掃総務費の、2節の給料、3節、職員手当等、4節、共済費については、施設整備課職員5名分の人件費で、支出済額は4,524万1,256円でございます。

続いて21ページをご覧ください。1款、1項、2目、施設建設費でございますが、1節の報酬、支出済額8万2千円は、廃棄物減量等推進審議会委員5人の委員報酬でございます。11節、需用費について、支出済額が88万2,464円ですが、主な内容は、事務用品等の消耗品、公用車の燃料費、またふるさと東総の印刷費等でございます。12節の役務費については支出済額134万7,404円で、主なものとして、広域最終処分場建設に伴います搬入道路排水路の用地取得に係る不動産鑑定業務等でございます。続いて13節、委託料、支出済額1億51万5,200円で、その内容については、広域ごみ処理施設建設に係る設計施工監理業務、3,759万5千円で、これは継続費で3年間のうちの2年目でございます。環境影響評価事後調査業務、281万6千円は継続費の5年間のうちの2年目でございます。広域ごみ処理施設周辺環境整備に係る基本計画策定支援業務が400万4千円、広域最終処分場建設に係る施工監理業務、3,099万6千円、これは継続費で3年間のうちの2年目でございます。水質測定業務が750万8,600円。

22ページへ行きまして、搬入道路用地測量業務が176万円、排水路用地測量業務、121万円、排水路整備に係る測量地質設計業務、319万円、中継施設整備に係る基本設計業務が、1,143万5,600円でございます。続いて14節、使用料及び賃借料は、支出済額122万1,103円で、公用車借上料、視察時のバス借上料、両施設の建設等に係る土地借上料等でございます。15節、工事請負費、支出済額59億3,184万9,200円でございます。主なものは、広域ごみ処理施設建設工事費50億9,804万2,800円。これは債務負担の3年間のうちの2年目となっております。また広域最終処分場建設工事費8億3,112万9千円については継続費で3年間のうちの2年目でございます。

続いて23ページをご覧ください。17節、公有財産購入費は、支出済額888万5,011円で、広域ごみ処理施設建設用地の購入費でございます。19節の負担金、

補助及び交付金につきましては、支出済額4,492万4,439円でございます、これは野尻町地区地元町内会、森戸町地区地元協議会に対する補助金として、合わせて229万9,300円、広域ごみ処理施設建設に係る、上水道布設に係る負担金、2,274万6,900円、道路占有に伴う掘削復旧費、1,987万8,239円でございます。

続いて24ページをお開きください。22節、補償、補填及び賠償金、支出済額59万2,900円は、広域ごみ処理施設建設に伴う電柱等の電気工作物移転に係る補償料でございます。2款の予備費につきましては、予算現額573万2千円で、充当はございませんでした。

続いて25ページをご覧ください。実質収支に関する調書は、記載のとおりでございますが、5の実質収支額は4,692万4千円でございます。

決算書の説明は以上でございます。

続きまして、決算に係る主要な施策の成果について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。ごみ処理広域化推進事業について、決算額は、60億9,100万4,016円でございます。

始めに、広域ごみ処理施設建設の取り組みでございますが、工事は、地下工事、建物や機械据え付けなどの地上工事を進めまして、上水道布設工事などの付帯工事や建設地内に残っていた法定外道路の取得を行いました。また、地元対策協議会との協議や、周辺住民等に対する現場説明会を行いました。周辺環境整備につきましては、基本計画を取りまとめまして、中継施設整備につきましては、整備内容の整理、施設の配置・動線計画等の検討を行っております。

次に、広域最終処分場建設の取り組みでございますが、工事は、土地造成工事、貯留構造物の工事、浸出水処理施設の工事を進め、搬入道路や排水路の用地測量などを実施しました。また地元対策協議会との協議、先進施設見学会などを実施しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案第3号について質疑を行います。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 議案については、反対はしませんけども、21ページから22ページに関わる委託料、この委託料で、継続事業も入れて結構な額を使っているわけでありまして。その委託事業に関しての、議会への報告がない部分がありますよね。ありませんか。やっぱり委託費を払って報告書が出たら、それを速やかに議会議員に報告する。まあ管理者等は見ているのかもしれませんが。我々にはですね、こういう委託で使った調査内容とかを、まあ設計とかそんなのは来ている部分もありますけども、来てない部分がありますよね。それをなぜ、我々議員に出さないのか。予算執行して、ただ予算執行しただけじゃないですよ。予算執行した場合には予算執行した成果をきちっと出さなければならない。これが予算の執行の内容だと思いますけども、その辺なぜ出てないのか、お答えいただきたいと思います。

次に23ページのとこの不用額1,200万もあります。先ほどの説明の中では、この1,200万の不用額の出た内容については説明がありませんでした。その内容を明確に示してください。隣りに書いてある内容とは、どこがどういうふうに減ったからこれだけの1,200万の不用額が出たのか、またその不用額に対してはどのよう処置をするのか。その辺を明確にお答えください。以上です。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず21ページから22ページの委託業務の関係ですが、この中で先日の全員協議会の際に3つめの周辺環境整備の基本計画の概要については、説明させていただきましたが、その報告書については、まだお配りしてなかったと思いますので、またあらためてお渡し、お配りさせていただきたいと思います。あとは水質調査業務、21ページが一番下ですね。水質の、最終処分場の水質測定業務。こちらのほうも毎年継続して測定している内容ですけども、この測定結果についても、あらためて報告させていただきたいと思います。あと23ページの1,200万の不用額の関係ですが、23ページの中で下の2つ、広域ごみ処理施設建設に伴う上水道敷設に係る負担金、広域ごみ処理施設建設に係る道路占有に伴う掘削復旧費。こちらのほうの当初の予算の見込み、予算額が約5,500万で見えておりました。それに対して、実際の銚子市の水道局で実施していただいた分の負担金が2,200万と千葉県銚子土木事務所さんでやっていただいた1,900万、合せて約4,200万ということで、そこで1,200万、1,300万ぐらいの不用額ということで

ございます。こちらのほうもこの不用額については、翌年度に繰越しということにさせていただきます。先ほど事務局長の方からも説明がありましたとおり、今後はこの不用額の取り扱いについて、充分検討したうえで対応させていただきたいと思っております。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 今、宮内さんのおっしゃったのは、委託事業の報告書は配らせてもらいますって。配らせてもらいますって、言われなければ配らないのかって聞いているんですよ私は。予算執行したのに対して、決算終わってですよ。決算終わって去年やっていた内容をなんで今まで議員に、言われなきゃ出さないんですか。そういう体質っておかしくないですか。今回の中継処理施設の件だって、何だか知らないけど出したくなくて、さんざん私に言われて、ようやく出した。予算執行した内容に関しては報告義務もあるし開示義務もあるわけですよ。そういうのはね、こういう広域議会の怠慢の事務局のね、特に施設管理課がやっている内容に対してはそういう状態であると。それを改めていただかないと困りますよ。まだまだ分からない部分が出ているわけだし。継続事業でやるわけだし。地元に戻元する施設もあるわけだし。それからまた、今後の中継処理施設。それらの予算、その他、執行においていろいろ開示していかなければならない予算に対する執行義務もあろうと思います。それに対して、今後ちゃんと予算と同時に情報の開示をしていただけるようお願いできるかどうかを、まずお答えいただきたいと思っております。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただ今の質問にお答えいたします。今まで予算執行と同時に、情報について提供するということはしておりませんでした。今後については対応について検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 検討ってどういうことですか。おかしいでしょ。これは検討じゃないですよ。開示しますでしょ。だって予算で執行して、各市の市民ならびに行政財産とかで全部使っていた予算ですよ。それをなんで開示しないんですか。開示しますって言うんなら私、納得しますけど。検討しますなんて、とんでもない話だよ。局長の段階でそんな答えはだめですよ。明智管理者、申し訳ないですけど、これに関し

ては、きちっと今後、開示していただけるようご返答まずいただきたいのと、それが1点です。それとですね、先ほど宮内さんがね、何、予算が1,200万が、あの時何て言いました。こんなにかかんのかっていう話をね、予算のときに言ったんですよ。そんなとき、あなた、なんて答えたと思います。銚子市の水道局ならびにそこから、これだけの見積りが出ていますって言ったんだよ、あなたは。私、覚えているよ、ちゃんと。それが、やりましたら実質と違いましたって、じゃあ、あなた、最初の計画の予算の段階で、結局あれじゃないですか。どんぶり勘定やっているのと同じじゃないですか。きちっと去年の段階で、話聞いているよ、そこで説明するとまた分かんなくなっちゃうよ。予算立てる段階で、あなたは私に明確に答えたんだよ。これだけの予算が出ていますから、執行をお願いします。それで執行しました。しましたら今度、不用額が1,200万出ている、これおかしな話でしょう。事務局が確信をもって出したやつが1,200万も減っていると。そこをきちっと説明しないで、いきなり、今後検討しますって、そんなことじゃないよ。おかしいよ、やっていることが。きちっと精査した上で出したものが、なんでこれだけの予算がね、不用額が出るって、これはおかしな問題だから、きちっと、もう今後そういうことはないようにしていただくと、明確に答えていただきたい。じゃあ、その2点。すみません。管理者も含めて、情報開示の件も含めてお願いします。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） これまで予算執行した事業について、議会へ開示が遅くなって、やらなかったという部分がかかなり多かったわけでありますので、今後は予算執行したものは、早急に議会へ報告するように、正副管理者と一緒に、同じ時期に報告を受けたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 不用額の関係ですが、確かに予算の計上する段階で銚子市の積算、設計額と県からの必要な金額ということで予算計上させていただきました、それに対して、これが契約後の金額を負担させていただいたのが、この実績になっております。できるだけ不用額が出ないように設計、予算計上時にですね、精査して計上するように努めさせていただきます。すみませんでした。

（発言する者あり）

○施設整備課長（宮内雄治君） 今後できるだけ、そういうことのないようにさせていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。
浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 1点だけ確認させてください。22ページの、この15節。この中の広域最終処分場建設工事費。8億3,112万9千円があります。この中で、例の不法投棄のごみ処理経費が含まれていますか。あるかないかでお答えいただきたいんですが、もし含まれているとしたらですね、この最終処分場建設工事費の明細を提出いただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 申し訳ありません。今、手元にですね、この8億3,000万の内訳で確認できる資料がございませんので、あらためて回答させていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） この不法投棄のごみ処理経費についてはですね、これは広域組合で全額賄うというなかたちで決まっていたわけ。これはあくまでも銚子市、最終処分場建設以前の問題で、私は以前から銚子市の責任であると、銚子市で処分すべきだということを唱えておるものでございますが、それがまさかこの最終処分場の建設工事費の中には含まれてないでしょうね。それを確認したくて今、質問しているわけです。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 先ほど回答したとおり、今回の8億の中に内訳として入っているかどうか、ちょっと確認させていただきますが、不法投棄ごみの処理に関しては、事務局の中で話し合いをする中で、広域の組合の事業として実施する中で、出て来たごみということで、組合が負担するという方針で事業を進めさせていただいております。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） じゃあ、組合が負担するというのは、いつの議会で話し合われて、いつの議会でそういう結論になりましたか。自分にはちょっと記憶がないんです

が、もし議事録があればですね、今、提出していただきたいと思います。お願いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 記憶が定かではありませんので、議事録の有無については確認をさせていただきますが、全員協議会で、組合として、こういう方針で進めさせていただきたいということは報告させていただいたというふうには記憶しております。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。

佐久間茂樹議員。

○5番（佐久間茂樹君） 22ページの排水路整備に係る測量地質設計業務319万、これ当初設計あるいは補正でも載ってなかったような気がするんですけど、これについてちょっと説明をいただきたいと思います。これの工事が補正で933万出ていますよね。だからまず日程とね、あと5か月しかないわけですよ、5か月の中でね、どうなのかなって、ちょっと心配があるんで。まあ日程とかね。それから最終処分場工事に入るんだろうと思うんですけど、別途ですかね。工事費の中に入る。別途ですか。その点ね。それから2つめに23ページ。さきほど不用で1,247万出ていて話ありましたが、上水道敷設に係る負担金が半額くらいになっちゃったんですよ。その下、広域ごみ処理施設建設に係る道路整備に伴う掘削復旧費、これ掘削復旧費って書いてあるんで1,987万ですね。負担金、補助金及び交付金というには、ちょっと合わないんじゃないかなって気がするんですよ。これはたぶん、15の工事請負費、22ページの方、工事請負費の中に入れるべきものなのじゃないのかなと。その辺をちょっとお願いしたい。予算がね、結構余ったので、ここに入れちゃったという感じがしないでもないんで。お願いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。まず広域最終処分場建設に伴う排水路整備に係る測量地質設計業務。こちらのほうですが、この業務につきましては昨年の下期になりまして、排水路整備工事が必要ということで、急遽、設計業務をやらせていただきました。当初の予算では約110万くらいで見ていたんですが、その場所の地質の

調査等も必要だということで、後からですね、業務内容を増えたのがございまして、319万という金額でやらせていただいております。工事の関係は次の補正予算のところの説明させていただければと思います。もう1点ですね。23ページの一番下の広域ごみ処理施設に係る道路占有に伴う掘削復旧費なんですが、こちらはですね、千葉県の道路を管理しております銚子土木事務所さんに、上水道を敷設した後の本復旧の工事をやっていただいた工事になりまして、こちらの費用としては負担金の性格になります。すいません。ここ復旧費までになっていますが、すいません。ここは復旧費負担金と表記するのが正しかったのかなと思います。すいません。申し訳ございませんでした。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 23ページの方は分かりました。で、設計業務が終わったのはいつですか、何月ごろですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 設計業務が完了したのが令和2年の3月25日になります。

○5番（佐久間茂樹君） 分かりました。

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。次に議案第4号の補足説明を求めます。
樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第4号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ873万6千円減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ337万円と定めるものでございます。

続いて4ページをお開きください。歳入歳出補正の内訳についてご説明いたします。まず歳入でございますが、2款、1項、1目、ふるさと市町村圏基金繰入金は、663万6千円の減額で、補正後の予算額は91万8千円です。これは、新型コロナウイルス感染症拡大のため、本年度実施事業費が減額となったことによりまして、基金へ

繰り戻すものでございます。補正後の令和2年度末の基金残高は、2,838万2千円でございます。続いて4款、1項、1目の雑入については、210万円の減額で、補正後の予算額は0円となります。これは、同じく新型コロナウイルス感染拡大のため、中学生海外派遣研修が中止となったことによりまして、参加者負担金分を全額減額するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。歳出でございますが、1款、1項、1目、ふるさと振興費は873万6千円の減額で、補正後の額は、317万円でございます。補正の内容は、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、事業の全部または一部の中止に伴って減額するもので、まず7節報償費、8節旅費、10節需用費、11節役務費、12節委託料につきましては、コロナウイルス感染拡大によりまして中学生海外派遣研修事業が中止となったことによる減額でございまして、また、18節の負担金、補助及び交付金については、同じく新型コロナウイルス感染拡大によって銚子連絡道路整備促進地区大会が中止となったことに伴いまして……

○議長（岩井文男君） 暫時休憩します。

午後3時9分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○事務局長（樋口恒一君） 大変失礼いたしました。18節の負担金、補助及び交付金については、新型コロナウイルス感染拡大によりまして銚子連絡道路整備促進地区大会が中止となったことに伴いまして、山武、東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会負担金を減額するものでございます。

議案第4号についての説明は、以上でございます。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。次に議案第5号の補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第5号、令和2年度東総地区広域市町村圏

事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,619万1千円追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ206億8,419万1千円と定めるものでございます。第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

3ページをお開きください。はじめに、債務負担行為についてご説明いたします。第2表の債務負担行為についてですが、まず、広域最終処分場管理運営業務でございますが、令和3年4月1日から稼働する予定でございます広域最終処分場の管理運営委託業務についての契約を締結するために債務負担行為を設定するものでございます。債務負担行為の期間は令和2年度から令和7年度まで、限度額は4億5,997万8千円でございます。なお、令和2年度は、総合評価一般競争入札の執行、契約の締結のみで、予算執行は、令和3年度からでございます。

続きまして、ごみ積替運搬業務でございますが、令和3年4月1日から、中継施設で受け入れた廃棄物を、広域ごみ処理施設まで運搬する業務委託についての契約を締結するために債務負担行為を設定するものでございます。債務負担行為の期間は令和2年度から令和5年度まで、限度額は1億725万円でございます。なお、こちらも令和2年度は、一般競争入札の執行、契約の締結のみで、予算執行は、令和3年度からでございます。

続きまして6ページをお開きください。歳入歳出補正の内訳についてご説明いたします。歳入でございますが、3款、1項、1目、繰越金は、前年度の決算を踏まえて、3,219万1千円を増額して、補正後の予算額は3,792万3千円でございます。4款、1項、1目、雑入は400万円の増額で、補正後の予算額は400万1千円でございます。これは、今年度行う広域ごみ処理施設の試運転に係ります売電収入配分金でございます。

続いて7ページをご覧ください。1款、1項、1目、清掃総務費については2,379万3千円の増額で、補正後の額は、7,496万7千円でございます。これは、施設整備課職員3名増員による人件費等の増加分でございます。続いて2目施設建設費については1,239万8千円の増額で、補正後の額は206億354万6千円でございます。補正の内容は、12節委託料306万円は、今年度実施予定であります

広域ごみ処理施設の試運転によって排出される缶、ペットボトルの成型品及び飛灰処理物を再生または処分施設へ運搬する委託業務について計上するものでございます。

また、14節工事請負費933万8千円は、広域最終処分場の建設地から流れ出る雨水の排出先水路、こちらを整備する工事について計上するものです。

議案第5号についての説明は、以上でございます。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今の債務負担行為に対する説明がありましたけども、実質的には令和3年度と言いつつ、2年度から今期において債務負担行為の承諾を得たいという解釈でよろしいんですね。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） そのとおりでございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） それは入札をやって、これから入札をやるわけですね。それに対して、入札やる以前で債務負担行為をしておかなければしょうがないから、予算の建前をきちっと作んなきゃしょうがない。そのための債務負担行為という説明をしたほうがよかったんじゃないですか。今その説明が欠けていますよね。やっぱりこれから入札やるから、本来なら、これもっと前にやっておこななきゃだめなのよね、これね。後付け論だよ、これははっきり言って、申し訳ないけど。事務が遅れているんですよ。いろんなことが遅れているんで、やっぱりこれは以前のね、補正の段階でやっておかなければならないことを今になってやっている。入札やる前に、これ承諾得とかないと、入札やって予算執行、若干でもあるわけですね。実際払うのは令和3年度になったとしても。そういうところがね、ちょっと遅れているんで、十分今後ね、こういうことは注意していただきたいということを申し上げます。それでですね、もう1点なんですけども、この2年度から7年度まで、それからごみに関しては2年度から5年度。この意味合いはどういうこと。それを教えてください。3年と5年の意味。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず、広域最終処分場の管理運営業務。こちら施設の

維持管理になりますので、この施設の毎年1年ずつの契約というふうにすると管理する会社にとっても従業員を配置したりとか、そういう問題がございますので、5年間の長期の契約にしております。それに対しまして、ごみの積替の運搬業務、こちらのほうは3年ということで、全国的にこういう同様の業務をしているところを調査したんですが、平均的に3年から5年ぐらいということなんですけども、今回、業務の期間としては3年ということで設定させていただきました。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 今、3回目になるんで、まず広域ごみ処理、もう20年間運転の目安を立ててあるわけでしょ。それをなんで5年と区切っちゃうの。おかしいでしょ、これ。違いますか。なんか私間違ったこと言っていますか。20年間の契約してあるわけでしょ、もう。基本的には。日鉄エンジニアリングだっけ。なんだっけ。そういうことでしょ。だからなんで区切っちゃうわけ。それから、ごみ処理の積替業務に関する委託を3年で区切ってあるけども、まだ中継処理施設に関する内容とか事業がぜんぜん決まってないじゃないですか。何にも決まってない今、宙に浮いた状態なのにこれ区切っちゃうっておかしくないか。まだ事業内容はっきりしてないでしょ。違います。まあこれ予算として、債務負担行為、今回、まあ通しますけども、私自身は個人的には通すつもりでいますけども、ちょっとね。おかしいって。やっていることが。まだ決まってないのに、もう。まあいわゆる思いで、これ出しちゃっているわけでしょ。違いますか。それだけはっきりさせてください。それをはっきりしておけば、いいことであって。まだ確定してないのに、とりあえず予定として立てさせてもらえば、今後なんかあったときに、対応できますっていう説明なら分かるけど、その説明が今、宮内さんにはないよね。あくまで雑駁で、これ暫定的な案で、これ出しているんじゃないですか、違いますか。それならそれをきちっと出して、その上でまた中継処理施設等と運搬施設の計画が決まり次第、また変更させていただきますと、それが本来の筋ですよこれ。違いますか。それ答弁お願いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 中継施設からのごみの積替運搬業務なんですけど、こちらの方、令和3年度からはまだ当然、中継施設が整備できていけませんので既存のごみ処理施設に大型のパッカー車、収集車を配置して、そこから広域のごみ処理施設まで

運搬する業務を見込みまして、債務負担行為を設定させていただいております。今、荻谷議員さんからのご意見のとおりで、このあと施設整備のタイミングによって、この期間が若干、後年度変わる可能性はあるんですが、令和3年度につきましては、まだ当然施設ができておりませんので、この運搬業務が必要になるかと思っておりますので、この業務について、入札、契約して業務をすることで市民のごみを受けて運搬するということがこれで可能になりますので、この業務自体は執行させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。

佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 最初に6ページの繰越金。決算で4,692万4千円が実質収支で出ているんですけど、繰越金は3,219万1千円になるって過程がよく分からないんですよ。ちょっと教えていただければと思うんですけど。それから7ページの委託料ですね。306万、これは確認なんですけど、試運転やって出た焼却灰をどこかに運ぶと、というのはごみの運搬費はこの間、900万とか聞いていますけど値段が違うんで、そういうことでいいんですかね。それから14番目の工事請負費なんですけれど、これは補正で出たから、工事はまだやってないんだろうと思うんですけど、どのくらいの規模で、工期は当然3月なんでしょうけど、延長によっては間に合わないということもあるのかもしれないし、たぶん現地で仕事しているわけですから、やっている人をお願いするのが一番、時間的には早いんだろうと思うんですけど、間違いもなく、別途発注になるのか契約変更になるのか。その辺をちょっと教えていただければと思うんですけど。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず、歳入予算繰越金の関係ですが、こちらは歳出予算の合計額に合わせまして、前年度繰越額全額ではなくて、数字を合わさせていただいて、補正予算書として歳入と歳出の予算を合わせさせていただいた結果、決算額と違う金額に。

（発言する者あり）

○施設整備課長（宮内雄治君） 決算額での繰越金が4,692万4,100円。補正前の予算書上の繰越金が573万2,000千円ありまして、今回900万1,100

0円を更に繰越額として加えて、補正の計上額として3, 219万1千円というふう
にさせていただいております。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） なんか分かったような、分かんないような。もう答えが4,
692万4千円って書いて出ているんだから、補正の補正で出しましたっていうのは、
やっぱりちょっとおかしいんじゃない。これ、そろえてもらわないと。補正にまず5
73万2千円の補正前の金額なんで、補正が90何万から出たからという話ですか。
非常に分かりにくいです。まあ後でもいいですよ、分かるように教えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 繰越額の件は、改めてまた、ご説明させていただきま
す。もう一つの質問で運搬業務の運ぶものですが、試運転の際に焼却して発生する焼
却灰、飛灰の処理物、こちらの運搬とマテリアルリサイクル推進施設、資源の処理施
設のほうから、缶とペットボトルを圧縮成形した成形品が出てきます。これについ
ても運ぶ費用、この二つを運ぶ費用になっております。3点目ですね、排水路の整備工
事なんですけど、工期としては見込みとしては120日を見込んでおります。これは最
終処分場の工事とは別工事で発注することを予定しています。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 運搬費については良いですけど、最終処分場に工事として発
注するってことは、変更契約をするってことですよ。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 最終処分場とは別の工事として発注しますので、変更で
はなく、また別件の工事です。工事する場所も処分場のすぐそばではございません。
排水路になりますので、離れたところになっております。以上です。

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありますか。

石上議員。

○3番（石上允康君） それでは2点ばかり。6ページの売電収入であります。この根
拠といたしますか、積算はどういうような、ということと、あとですね清掃総務費3名

分の職員のプラスというなお話がありましたけれども、それが具体的にどのような形になるのか。その2点だけ伺います。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず売電量の根拠ですが、12月から実際にごみを燃やし始めまして、2月末まで断続的に燃やすんですが、全体でごみの発電する量と施設の中で使う量がございます。実際に売電できる量を基に、今現在取り引きされている価格の平均の価格を掛けまして算出しております。売電の量としては見込みとして92万8千キロワットアワーを、約ですね、約92万8千キロワットアワーで売電単価としては約4.5円。1キロワット当たり4.5円と。4円50銭。それで約400万ということで算出しております。あと職員3名ですが、今年度4月から中継施設の整備の計画等をしていただくために3名増員をしております。以上です。

○議長（岩井文男君） 石上議員。

○3番（石上允康君） 売電収入の件なんですけど、そのごみ量としてね、どの程度のものを燃やして、それでこういった計算になったのか。で、それが今までの設計がありますよね、当初のね。そういったことに準じて計算されるか。それだけをお伺いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。この試運転期間中に焼却するごみ量ですが、約、今7千トンの処理をするという見込みです。来年の4月からも売電収入は得られるんですが、その場合と今の試運転期間の契約の形態が異なるということですので、その売電収入の金額が来年度の予定の金額かどうかというのは、ちょっとそこまでは確認ができていないところです。

○議長（岩井文男君） 他に質疑はありませんか。

○議長（岩井文男君） 質疑なしと認めます。休憩いたします。10分間。3時40分、再開いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。暫時休憩します。

午後3時40分 休 憩

午後3時43分 再 開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第6号の補足説明を求めます。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは議案第6号、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、こちらにつきましては審議中でございますけれども、内容に不備がございましたので、取り下げについて提案をいたします。以上です。

○議長（岩井文男君） ただいまの事務局の説明のとおりであります。ご異議ありますか。

苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 取り下げるといふことであれば、採決もとらなくていいと思いますので、そのまま進めていただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） なければ第6号議案については、取り下げということでお願いしたいと思います。次に議案第7号について事務局の説明をお願いします。

樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第7号東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、説明を申し上げます。本条例については、当組合が令和3年4月1日から一般廃棄物の処理に関する事業を実施することに伴いまして、廃棄物の再生及び処分並びに処理手数料、その他必要な事項を定めるものであります。

まず条例の第3条をご覧ください。第3条は、一般廃棄物処理計画の規定でございますが、処理に関する計画を定めたとき、重要な変更を生じたときに告示することと

しております。

第4条をご覧ください。第4条は、一般廃棄物の受け入れの基準の遵守等の規定で、一般廃棄物を搬入する者は、規則で定める受け入れ基準に従わなければならない。また、基準に従わなければ受け入れを拒否することをできるとしております。この規則で定める基準につきましては、付けております参考資料、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（案）、こちらの第3条をご覧ください。第7号の議案の後ろについております、右上に参考資料と書かれた資料、こちら議案第7号につきましては、議案の他に参考資料としまして、A4の右上に参考資料と書かれております、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（案）の参考資料でございます。こちらの資料を使って説明させていただきたいと思います。皆様、参考資料のほうはよろしいでしょうか。それでは、あらためて説明いたします。ただ今の第4条の部分の規則で定める基準については、こちらの参考資料の廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（案）、こちらの第3条をご覧ください。第3条の第1号から第5号まで規定してありまして、1、関係市の区域で排出された一般廃棄物であって、適正に処理することが困難なものとして管理者が指定したものでないこと。2、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別すること。3、組合の処理施設における処理に支障が生じない形状又は寸法にする等必要な措置を講ずること。4、特定家庭用機器再商品化法、平成10年法律第97号第2条第4項に規定する特定家庭用機器が含まれていないこと。前各4号に掲げるもののほか、搬入に際し管理者の指示に従うこと。としております。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、第5条をご覧ください。第5条は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を規定しており、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内で、規則で定める産業廃棄物と併せて処理することが必要と認めるものの処理を行うことができるとしております。こちらの条文の中の規則で定める産業廃棄物につきましては、再び同じく参考資料の第4条をご覧ください。こちら第4条の第1号から第5号まで規定しておりますが、要約いたしますと、1、廃プラスチック類、固形状のものに限ります。2として、紙くずで、これは次の業種に限るとされておりまして、建設業に係るもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るものに限る。3として、木くず。

これにつきましては建設業に係るもの、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の販売業、こちらに係るものに限る。4、汚泥。水道事業又は下水道事業に係るものに限る。としております。

それではまた、議案のほうに戻っていただきまして、議案の第6条をご覧ください。第6条は、一般廃棄物の処理手数料について規定しております。裏側の2ページの別表をご覧ください。一般家庭から排出されたごみは、10キログラムにつき100円、事業者から排出されたごみは、10キログラムにつき200円、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、10キログラムにつき200円、これらの処理手数料につきましては、組合廃棄物減量等推進審議会より答申を受けた金額でございます。

また、小動物の死体につきましては、1頭につき500円としております。

それでは、表の1ページにお戻りください。

第7条をご覧ください。こちらは手数料の減免について規定しております。災害その他特別な事情がある場合、減免又は免除することができるとしております。

第8条をご覧ください。第8条は、技術管理者の資格の規定であり、法律に基づいて一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めております。

裏返して2ページをご覧ください。

第9条は、委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めることとしております。本条例の施行日は令和3年4月1日でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 管理者、管理者はじめ副管理者、見たことないと思いますけども、各市に今、旭市さんと銚子市さんは廃掃法がありますよね。ネットでもダウンロードできるから見たら、結構な量あるんですよね。匝瑳市に関しては一市二町環境衛生組合の廃掃法があると。だけど、それに比べるとね、今回の組合のこの条例、たった2ページですよ。こんなんで廃掃法作っちゃっていいのって話ですよ、はっきり言って。本来であれば今言った別紙の案のやつ、規定、規則、こんなのも全部、本来なら条例に載せるべきなのになんで別にしたの、これ。で、こんなんじゃ解釈のしようによっては、一般事業系のごみも入れられるの。じゃあ、この間、あんた、目しかめ

っ面にしているけど、そうじゃなくって。宮内さん、一般事業系のごみを規定するとも、規定しないとも書いてないね、これ。明確に。産業用、例えばですよ、銚子市だったら水産業に関わるごみとか、それから農業に関わるごみとか。そういうのはどうするとかって明確に書いてないよ、これ。どこにも書いてないよ、これ。今まで三市の関連の廃掃法見ると、もうちょっと明確に書いてあるんですよ、それが、たった2枚ですよ、これ。廃掃法がなんで2枚で終わっちゃうの、これ。規則のほう見ると規則のほうもね、明確じゃないんですよ、雑駁なんですよ。で、これも裏表2枚、減免申請の手続きの書類は、まあいいでしょう、別に。これはいいんだけども。これ、なんか文章を見るとですね、例えば2ページの補足のところ見ると、かっこ閉じて、またかっこがいきなり始まっているところがある。これ文章もおかしいよね。本来であれば表にしてですね、これはいい、これはだめって書くなら分かりますよ、ところが、なんかかっこが終わったと思ったら、まるで限るで終わるまる、かっこ閉じる、点。それからまた文章が始まって、またまる、かっこ閉じる。こんな法律の文章ないよ、規定に。おかしいよ、これ、文章になってないよ、これ。もうあきれて、報道もなにも帰っちゃったから、言いたいこと言わせてもらうけど。これちょっと今の段階で、申し訳ないけど条例制定、申し訳ないけどね、これはね、ちょっともう一回時間を置いてやらないとまずいですよ、これ。これで可決して決まっちゃったら各市の担当課も困るし、銚子もやっていく上で、一番銚子市が、今度一般ごみの関係で、産業系のごみの関係も出てくる訳じゃないですか。それをやっぱりね、入れたいのはやまやま、分かるんだけども、もうちょっと規則規定をね、条例できちつとしないとね、これ今の段階で採決して下さいということは、ちょっとまずいと思います。ともかく文章もおかしい、規定もおかしい。局長に聞くけど三市の廃掃法全部読んだ。読みましたか。教えてくださいよ。それでこれ出してくるんなら分かるけど、おそらく見てないでしょ。これ誰が作ったの、このぺら2枚。おかしいよ、これ。まず、じゃあいいや回数制限があるから。この廃掃法の案、どこの条例をどうもって、きちつと作ったのかとか、だれが作ったのか教えてくださいよ。

○議長（岩井文男君） 総務課長。

○総務課長（齊藤孝一君） この条例は総務課のほうで、作っております。この各市、今お話があったとおり、銚子市、旭市、同じような条例を持っています。で、その中

身というのは、今ある各市の条例は焼却までと一般廃棄物処理許可業者、収集運搬許可業者の規定まで入っているような廃掃条例になっていて、ボリュームがあります。その中で組合の部分と各市の部分、すみ分けをしなければならないということで、環境サイド、市の法務サイドに1回、協議を行いまして、この第7号が組合の部分の条例として、残りは各市に残るといようなかたちで協議が整いましたので提案させていただきました。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 協議整いましたって、じゃあ運搬に関することは、中継処理施設から、宮内さんが裏で書いているだろうから言うけどさ、中継処理施設から焼却場まで持っていきやつ、どこに書いてあるの、じゃあ。書いてないでしょうや。すみ分けするって、だって各市の担当課は、うちの場合は条例作んなきゃしょうがないんだけど廃掃法を、いわゆる広域のゴミ処理場の条例ができて、それにのっとなって我々、精査して作るって状態になっている訳です、匝瑳市の場合は。だけどそれに関連付けてやったら、申し訳ないけどうちの市のほうの課も足りないかと思うけども、この条例では、直接持ち込む人もいるわけでしょ、違いますか。それを書いてないでしょうよ。だって今、総務課長には悪いけども、各市の担当課と話して、すみ分けをしたって言うけど、すみ分けできない部分も書いてないでしょこれ。ちょっと雑駁すぎるんですよ。違いますか。これすみ分けしていいものと悪いものってあるかもしれない、基本は東総広域のほうで全部条例を制定して、その条例をもとに各市が収集運搬やるっていうんなら分かるけどさ、これ一定の事業をやるのになんでそれ、すみ分けしちゃうわけ。違うでしょ、広域で全部決めて、その条例に基づいて各市がやるっていうんなら分かりますよ。各市が条例作るなら。意味は分かりますよ。だけどそれをすみ分けちゃう、おかしいことでしょうや。一般の持ち込みは、じゃあ全部許しちゃうわけ。そんなことできないでしょ。一般のごみ全部、じゃあお金払えば持ち込んでいいわけ、これ。そんなことやったら、銚子市の地元の人には有利だけど、我々匝瑳のほうとか、旭のほうは運んでいかなきゃしょうがないわけでしょ。平等でないでしょ、これ。なんでもかんでも燃せるからって、なんでもかんでもごみ受け入れるんですか。これ条例文、ちょっとおかしいよ、これ。今の段階で。もうちょっと、議長ね。これまあ時間もないのは分かるんですけど、精査しないとだめですよこれ。この段階で、

この条例でいきなり可決しちゃって。まあ私は申し訳ないけど、これ今の状態で採決とるんだったら、言い方悪いけど、これ精査してもう一回取り下げるなり、なんなりしてもらわなきゃ、私は反対します。これじゃあおかしい。まだ、うちはまあ先ほどもちょっと言いましたけど、中継処理施設の内容もなにも決まってないんですよ。この状態で条例改正やるんだったら、もうちょっと含みをもったね、部分を作ってまた竣工した後に改定するなら改定しなければまずいんだけど、あまりにも雑駁すぎてこの4条のどこなんかは実際、この4条にもうきちっとこの規則なんかを入れとかなきゃダメですよ、これははっきり言って。4条の基準って書いてあって、規則って書いてある。規則は分かるけど、これ規則はこれでしょ、宮内さん。ねえ、基準は何なのこれ、基準はどこに書いてあるの。それが分かんないでしょうよ。説明ないでしょうよ。基準どこにあるの、これ。この2枚だけで、表2枚、裏補足だけで説明できないよ。これちょっと申し訳ないけどね、今の段階で了解して採決してくれって、非常に。3市の首長は分かんないと思うけども、実務の段階で今後運用していくにあたってね、これいいだろう、悪いだろうってなっちゃってさ。なんでもかんでもごみ入れられるんですか、宮内さん。じゃあ二つ答えてください。なんでもかんでもごみ持って行けば、お金払えば燃してくれるんですか。そうとも書いてないし。そうとも規制してもいない。もう一つは今言ったように細かい基準と規定を分けているようだけでも、これは基準としても規定も全部これ条例として制定した上で各市に落としてもらわないと、非常に分かりにくい。それからこの文章はおかしい。3点答えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず一般廃棄物の受け入れの基準についてですね、4条の関係ですが、規則で定める一般廃棄物の受け入れの基準というのが参考資料のほうの第3条のほうに規定されております。ここで言っている基準に基づいて施設のほうで受け入れるものかどうか、受け入れないもの、断るものかっていうのを判断することになります。先ほど話がありました収集運搬の件でございますが、先ほど齊藤課長のほうから説明があったとおりで、令和3年度からはステーション収集、各市のステーションの収集業務は各市の環境課さんのほうでやっていただきます。そのため、収集に係る部分、許可業者の収集運搬業の許可の部分というのが各市の業務として残っておりますので、組合の条例のほうにはその規定が盛り込まれておりません。

処理施設以降ですね、焼却処理、資源化処理に必要なことをこの条例に盛り込んでい
ると。中継施設からの運搬業務については各市の条例、収集運搬に関するところは各
市の条例に基づいて、組合は事業をやらせていただくというふうに考えております。
施設のほうで受け入れる基準というのは、この参考資料にあります受け入れの基準に
基づいておりますので、その細かい内容については一般廃棄物処理計画で分別の基準
等定めることとなりますので、それに基づいて受け入れをするというふうに……

(発言する者あり)

なんでもかんでもは受け入れないです。分別基準にのっとして分別したものを受け
ると。産業廃棄物の関係ですけども条例の中で、一般廃棄物とあわせて処理する産業
廃棄物ということで、それを参考資料のほうで、4条にその具体的な品目を書いてお
ります。ただこれはあくまでも一般廃棄物、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲
内で処理を行うことができるということですので、受け入れる際には、国の交付金を
いただいて一般廃棄物処理施設として建設しておりますので産業廃棄物を受け入れる
場合は、国の許可を取ってからではないと受け入れませんので、これはなんでも受け
入れるではなくて、受け入れるためにはその手続きをした上で受け入れるということ
になります。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） だからね、そういうことをなんで明記してないのって話なの。
廃掃法をやるんだから、廃掃法には国の明確な基準があるから、それを書かなきゃし
ようないでしょうよ、これ。なんで書いてないの、これ。この条例に。やっぱりきち
っと明記しないとまずいことが全然明記されてないんですよ。じゃあ、宮内さん言
ったけど、3条の1、適性に処理することが困難なものとして、管理者が指定したも
のでないことって書いてあるけど、じゃあ管理者がいちいち行って確認するのこれ、
ごみの。行ってられないよ、管理者、市長が。明智市長さんが例えば。おかしいでし
ょうよ、これ。これはだめ、これはいいって表にして、きちっとそれに別表明記され
たものは受け入れする。これは受け入れしないってやったほうがいいのかと思うんですよ
ね、これね。はっきり言って。だからさっき言ったように、例えば農業用ビニールも
将来、受け入れてくれないかって提案があったって言って、あなたが、いや今の段階
では受け入れられませんって言っちゃったということだけでも。そんなこと言うこと

自体がおかしいんだ、はっきり言って。そういうのはね、今後の課題として、例えば水産業に関わるごみだってある訳だ。とりあえずは入れるのは申し訳ないけどできませんと、それで組合議会ならびに国の了解をもらったその上では考えられるけどという部分があればいいですけども、今のこれにはなんのそういう区別の明記がないんですよ。これこのまま議案として可決するのであれば、私は反対します。まあこれは改めて、ちょっと精査するというんだったら、それはそれでこれ以上言いませんけども、これ申し訳ないですけど議長、暫時休憩していただいて確認していただいたほうがよろしいかと思えますけど、いかがでしょう。

○議長（岩井文男君） 答弁ありますか。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） 暫時休憩します。

午後4時9分 休憩

午後4時14分 再開

○議長（岩井文男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑はありますか。

佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） まず条例、規則のほうはあれしても、とりあえず条例のほうで議案として出ているわけですけど、今現在、旭市あるいは匝瑳市、銚子市で同じような条例、施行規則ができていますよね。4月1日から組合のほうの条例がたぶん優先するんだろうと思うんですけど、旭市でも結構、あのもっと立派というか、ページが結構あるんですよ。1、2、3、4、5、6。5ページに規則が1ページくらいありますか。で、結構細分されているんですよ。で、かなり条例簡略されていて、施行規則のほうも、まあ簡略してて、かっこ書きのところがだいたい丸写しの状態ですよ。で、あの匝瑳市さんも、匝瑳市さんは組合でやっているというから、匝瑳市さんの条例ほしって言って、今朝もらえたんですけど、先ほどね。非常に丁寧に、やっぱりできていますよね。ただ私、銚子市さん見てないから分かんないですけど、皆さんあるんだろうと思うんで。その三市を調整してっていうのか、全部たぶん、ご覧になっているんだろうと思うんですけど、それで共通点だけ、これだけ拾っ

ていけば、細かいところはいろいろ違うところあるのかもしれないし。だから最大公約数でこの議案第7号を作ったとそういうふうに思っているんですかね。でね、ちょっとまあ私がまあ、そういった意味でこれ、条例あるいは施行規則を作るのが大変なんで、たぶんこの後、何度か修正して、特に施行規則のほうはね、やってみなきゃ分からないことあるわけですから、不都合なところは直していくということでもいいのかなと思うんです。ただ私ちょっとこの中で気になるのがね、第8条。第21条第3項に規定する条例で定める資格は次のなんとなんとかって書いてあるでしょう。技術管理者を置くと、管理者をね。という話なんだろうと思うんです。ちなみに旭へ聞いてみたら、旭では8人いるそう、8つ資格持っている。だから一人で2つ資格持っているから6人いるんだそうですよ。で、この管理者をね、どういうふうに置くのか。全部新日鉄さんをお願いして、新日鉄さんは当然、技術者をお持ちなんでしょうけど、組合としてね、委託して計画が出ます、あるいは報告がきます、それをチェックする管理者が組合として必要なだろうと思うんですよ。で、まだ心配なのは中継施設に、昨日も拝見しましたが、いっぱい人が働いているわけですよ、仕事している訳でしょ、そういった人たちは4月1日から身分はどうなるのかな。組合の身分になるのか、組合職員になるのか、それとも東総クリーンシステムさんに出向するのか、あるいは市の職員として仕事するのか。あと5か月しかないわけでしょ。そのへんのところをね、きっちりしていただかないと職員が困るんですよ。旭だけじゃなくて匝瑳市だって、今施設で働いている人がいるわけですからね。銚子市さんはちょっと分からないんですけど。委託しているって言っていたから。そのへんのところをね、まだちょっと非常にそのへん、わざわざ明確にしないって言ったら言い方悪いかもしれないけど。ちょっとね、私らはその辺をね、職員もそうでしょうし、4月から身分どうなるのかなと、かなり心配していると思うんですよ。そのへんを明確にしてもらいたいなと思ってね。

(発言する者あり)

○議長(岩井文男君) 施設整備課長。

○施設整備課長(宮内雄治君) はい。まず技術管理者の件ですが、お話にあったとおり、焼却施設、ごみ処理施設のほうで言えば日鉄エンジニアリングさん、まあ運営会社さんのほうで必要な有資格者ですね、技術管理者も含めまして有資格者を配置して

いただくというふうに考えております。最終処分場のほうについても、これから運営委託の入札というか、出す訳なんですけど、その条件の中で必要な有資格者を配置していただくというふうに考えております。あと今働いている職員の今後の話なんですけど、基本的には、広域のごみ処理施設であって、最終処分場のほうは民間事業者さんに委託しますので、各市で人事担当というか職員担当課のほうで配置というか、そこは検討いただきたいということをお願いはさせていただいております。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） 今現在、施設に働いている方は中継施設で、各市で考えてもらうということですか。そうするとその辺、逆に何人くらいの人が入って、それ技術管理者は資格持っていても、他に行く当てがないというか。6人いて、ねえ。その辺がちょっと心配なんで。中継施設作って今までの仕事している人の人数がどう、全部はたぶん。そのへんの検討はしているんですかね。お答えいただきたいと思いますけど。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 令和3年度から旭市さんと匝瑳市さんの既存のごみ処理施設を先ほど説明したとおり大型のパッカー車を置いて、市民のごみを受け入れるような中継の機能を持たせる施設として運用していく中で、必要な人員等検討しております。その協議を今、各市とこれから始めるところです。その具体的な人数とかは、これから詰めていかなければ、はっきり分からないところがあるんですが、今まさにその協議を進める段階になっております。

○議長（岩井文男君） 佐久間議員。

○5番（佐久間茂樹君） あと5か月ぐらいしかないんで、たぶん職員さん結構心配していると思いますんでね、できるだけ早めに来年4月から行く先を明確にさせていただきたいと思います。要望です、お願いします。

○議長（岩井文男君） 他に質疑ありますか。

伊藤議員。

○4番（伊藤保君） 先ほど、伺っていますと、これで1本というのはちょっときびしいと思うんですよ。昨日も匝瑳市さんのほうに見に行きましたけども、匝瑳市のほうは個人的な搬入っていうのは、ほとんどないという形ですよ。けども旭市はかなりの個人的な搬入が多いわけですよ。そういったさまざまな事情がある上で、それを精

査してこれを出されるんだったら分かるんですけども、まだその辺のところまで掌握しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですね。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 令和3年度からの運営の計画をする上で、こちらの職員も何度も旭のクリーンセンターであったり匠瑳の松山の清掃工場であったり、今の状況であったりっていうのを調査というか、今現在働いてらっしゃる職員の方からヒアリング、聞き取り等したりとかですね、現場の状況、確認させていただいております。

○議長（岩井文男君） 伊藤議員。

○4番（伊藤保君） 現場の状況を確認しているのであればですね、今、ごみの搬入、旭市はシルバー人材センターとかの樹木も入っているんですね。ところが匠瑳市さんのほうは、植木とかそういった組合もありますから、これを搬入するとなると産業廃棄物となりますので、そういったのは一切ないんですね。そういった細かい部分はどういうふうこれから、ここには書いてないんですけど、どういうふうにするんですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 搬入の品目ごとの一覧表、分別のリストというものは今、環境の担当課と協議をして作っております、それは、三市で今までの受け入れの条件だったり、じゃあ令和3年からどうするかというのも含めて協議をして、そういう共通のルールというのをまとめているところです。それを収集、ステーション収集関係というのが各市のほうでやっていただく関係もありますので、各市のほうでポスターであったりとか、住民に周知するそういう資料の作成っていうのをやっていただけるように、今協議をしているところです。

○議長（岩井文男君） 伊藤議員。

○4番（伊藤保君） そうすると、この条例出してきたのはね、それが終わってからでないと細かいところはできないと思うんですけど。いかがでしょうか、これ、もう一度ですね、持ち帰ってもらって、もう少しね、細かくね、やっていただいたほうがいいと思うんですけども。よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 他に質疑ありますか。

浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 私も今の旭の伊藤議長の質問に同感でございます。今宮内さんがこれからなにをする、かにをするっていうことを先ほどから言っていますよね。そういう細則がぜんぜん入ってないんですよ。ですから、細則のないものであれば、ただ、だいたいだけのものだと取れますもので、条例であればね、これは守らなくちゃいけないというところまで記入すべきだと思います。ですから、先ほども日鉄エンジニアリングから派遣してもらおうとかなんとかっていうお話もありました。それを書いてないでしょうよ、あなたの考えでしょ。これを正副管理者の皆さんは、十分存じ上げているんですかね。ですからその辺をよく協議してですね、で、もう一度作ったものはなるべく是正をする要素はないぐらいのもので、やっぱり提出してもらわないと条例としては不備だと思います。ですから、これはもうないものという形をお願いしたいと思います。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） はい。いずれにしましても、まだまだ不備があるような指摘がたくさんありました。そういった状況の中で議案を提案した我々、正副管理者からすれば、大変申し訳なく思っているところですけども、この7号については議案を取り下げるっていうことではなくて、精査をして修正を加えて2月に再上程をする。皆さん方に修正した条例について再審議をいただくということで、取り下げるということも先ほど議長から話がありましたように出したものを全部取り下げたら議会にならないんじゃないかということでもありますので、そういった手段、方法でいかがでしょうか。精査をして2月議会に条例と先ほどの6号ですか、再提案させていただくということでご理解いただければ、そのようにしたいと思います。取り下げろということであれば取り下げますけども、そのほうが良ければ。

○議長（岩井文男君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） そうしますと、今回この7号ですね、条例の制定については認めろと、いうような。そんなように聞こえたんですが。ですから、中身はともかくとして、この7号については認めてくれと、いうようなお話にも聞こえました。そのへんのところを。中身の無いものを認めろというのも、ちょっとこれは。

○議長（岩井文男君） 暫時休憩します。

午後4時29分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（岩井文男君） 再開します。

明智管理者。

（発言する者あり）

○管理者（明智忠直君） 説明が少し理解できなかったようでありますので、あらためてこの7号について皆さん方に提案をしたいと思います。不備な点がかなりあるということもありますので、もう一度精査をして廃掃法、処理及び清掃に関する条例を再提案したいと思います。一応今回は6号、7号取り下げるということで皆さん方にご理解いただきたいと、そのように思います。不備な提案をさせていただき、議論していただきましたことをあらためてお詫び申し上げたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（岩井文男君） いいですね。じゃあ内容について、島田議員。

○6番（島田和雄君） 市長からもう取り下げるといったような、あ、管理者ですか。そういったお話になってしまって、ちょっと質問しづらいんですけども、数字の確認ということでね、お伺いしたいんですけども、この条例の裏ですけども、一般廃棄物処理手数料ですか、この中のですね、3番目ですか。関係市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものがあるのがありますけども。許可を受けたものと言ったのが、それぞれの市に何社ぐらいあるのか、ちょっと確認をしたいと思いますので分かれればお伺いします。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。すいません。ちょっと今、収集運搬業の許可の業者数ですが、はっきりした数字がわかりませんので、あらためて解答させていただきます。

○議長（岩井文男君） 島田議員。

○6番（島田和雄君） その業者がですね、どのくらい収集、一日にやっているのか。

そのへんも分かればお願いします。要望ですから後でいいですから。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。月の平均ですが、銚子市の許可業者が約400トンくらい。

（発言する者あり）

○施設整備課長（宮内雄治君） 回数、搬入台数ということですよ。えーとですね。

許可業者の一日当たりの平均の台数ですが、銚子市が約40台くらいです。旭が13台。匝瑳が3台。これは一日平均の台数になります。

○議長（岩井文男君） 島田議員。

○6番（島田和雄君） なんで聞いたのかといいますと、これらの方々が銚子市にこれからできた施設に毎月ごみを運び入れるということになろうかと思しますので、最初はそもそも中継施設に、こういった方々は持ち込むといった話だったんですけども、最近になりまして中継施設の関係で、そういった業者の方は直接処理場に持ち込むといった話になりましたので周辺ですね、地元の道路環境といいますか、そういった中で、車がですね、混雑しないかどうか、その辺を確認したかったもので、お伺いしたんですけども、その辺についてはまた後でお伺いしますんで。ありがとうございます。

○議長（岩井文男君） 他にありますか。

石上議員。

○3番（石上允康君） 第5条の関係ですね、一つです。規則で定める産業廃棄物という、一般廃棄物と併せて処理できるというような、こういう文言がありますが、やはりこれはですね、例えば今の農業のビニールあるいは水産業のそういった産業廃棄物もあろうかと思いますが、やはりこの広域でやった事業という中でですね、やはりそういったその今困っている、農業の困っているそういった部分をですね、道を開いておくべきなんだろうと私は思っています。それと、この条例と施行規則の関係の中でですね、そういったものがもし、ある程度含みが理解できるようなかたちで表現できたらなと思うんですが。それとあとですね、今、人口減少が非常に激しいわけですよ。後20年後、例えば今、銚子市の人口、半減するとか、そういうようなこともありうるわけですよ。そうするとそのときの燃やす量がどうなってくるかと

いうと、やはりそれは相当少なくなってくる可能性もあるし、また発電あるいはそういった事業運営のですね、収支ともまた関係してくるのかなと思うんですよね。ですから、できればそういう産業廃棄物もある程度、可能性のあるものは燃やせるよっていうようなところの道をですね、5条では規定しているようですが、条例のこの施行規則でもですね、そういったものもある程度、表現しておいたほうがいいんじゃないかと私は思っています。以上です。

○議長（岩井文男君） 先ほど申しあげましたとおり、この議案第7号については執行部のほうとしては、これを再度2月の議会であらためて条例を作りながら皆さんにお諮りをしていくというような管理者の説明でございますので、そのようなことで、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井文男君） それでは異議なしということで、次の議案第8号の補足説明を求めます。樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） それでは、議案第8号東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の制定について説明を申し上げます。議案第8号は、地方自治法225条の規定する行政財産について、使用料その他必要な事項を定めるものであります。

第2条をご覧ください。使用料の額の規定であります。こちらは裏側の2ページの別表もご覧ください。使用料は、土地、建物、土地占有の3つの項目となっております。まず土地使用料が、1平方メートル1年につき評価価格の1,000分の40、建物使用料が1平方メートル1年につき評価価格の1,000分の100、土地占用料が、電柱について1本1年につき1,600円、電話柱が1本1年につき930円、その他の柱類1本1年につき72円、電線その他これに類するものについては1メートル1年につき10円、その他のものについては1平方メートル1年につき1,400円となっております。額につきましては、組合の行政財産が銚子市にございますので、銚子市の使用料及び手数料条例を参考に設定をしております。

表の1ページにお戻りください。第3条は、徴収の時期の規定で使用を開始する前に徴収することとしております。第4条は、減免の規定でありまして、地方公共団体等又は災害等その他特別な理由があると認められた場合等について、減額又は、免除できることとしております。第5条は、使用料の還付、第6条は、過料について規定しており

ます。

裏側2ページをお開きください。第7条は、委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は、管理者で定めることとしております。この条例の施行日は、令和3年4月1日とするものです。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（岩井文男君） 事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

石上議員。

○3番（石上允康君） この別表2の関係のことなんですが、現実的にどういうことが想定されているのかというのについて伺います。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） ただいまの質問にお答えいたします。現在建設中のごみ処理施設等におきまして、敷地内に電柱を立てたり、その上に電線を張ったりする内容がございますので、まずはその点について該当するものがあるということでございます。以上です。

○議長（岩井文男君） 石上議員。

○3番（石上允康君） 土地の使用料あるいは建物使用料、そういったものはどうなんですか。それと今言ったですね、電柱とか電話とか、それはこの東電あるいはそういった会社が土地を借りてそこに立地するというような、そういう場合なんですか。一般に東電なんかはやっていますけども、我々も貸しているような、そういうような状況を想定しているということですか。というのはね、自分が使うところの電柱。そういうことではないでしょ。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。自分の施設で使う電柱ではなくて隣接地に引き込んでいる電柱について、組合の土地を利用して敷設する場合の使用料になります。土地使用料については、今現在は計画があるわけではないんですが、一般的に自動販売機とかを置いたりとか、そういう場合に銚子市の場合、使用料を徴収していると思いますので、こういう規定として設けております。

○3番（石上允康君） はい。分かりました。

○議長（岩井文男君） よろしいですか。他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) なければ、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。会議の途中でございますけども、4時55分まで休憩いたします。

午後4時44分 休 憩

午後4時55分 再 開

○議長(岩井文男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、予めこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井文男君) ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。

日程第8 一般質問

○議長(岩井文男君) 日程第8、一般質問を行います。予め申し添えますが、一般質問の発言時間は、答弁時間も含めて60分となっておりますので、円滑な議会運営ができますよう、ご協力をお願いいたします。それでは、通告によりまして質問を許可いたします。荻谷議員の一般質問を行います。

荻谷議員。

○8番(荻谷進一君) それでは、私の一般質問を行わせていただきます。まず広域ごみ処理施設に関してですが、今回の全体の事業計画がまず最初の計画どおりに進んでいるのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長(岩井文男君) 荻谷議員の一般質問に対する答弁を求めます。

○8番(荻谷進一君) 議長。

○議長(岩井文男君) 荻谷議員。

○8番(荻谷進一君) 今、もう時間がないんで私が冒頭、ざあっとやったらあれなんでも、もう一問一答に入っちゃうということで。それは答えてもらっても別段問題ないと思いますので。はい、よろしくお願いします。

○議長（岩井文男君） 一問一答で行きたいということでございますので。それでは、ご答弁をお願いします。施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。当初の事業計画でお示ししておりました、広域のごみ処理施設と広域の最終処分場については令和2年度の完成を目指して今工事を進めております。また、中継施設の計画につきましては、この後、全協等で説明、全協の中で説明させていただきますが、今年度、発注仕様書の作成業務というものを予定しておりましたが、基本設計内容について再検討して、その期間が長かったことから今年度の発注については見送らせていただいて、来年度、発注するように今、計画を見直しているところでございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 私、通告書を宮内さん見ていると思いますけど、組織、手続き、費用、委託システム。これに関して予定どおりなのかって聞いているんですよ。通告用紙出してあるわけですから、それについて答えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） まず、組織につきましては今、令和3年度からの運営の体制について協議をしているところで、この後、三市の人事担当課も踏まえまして、最終的な組合の来年度からの体制について、決定をさせていただきたいと考えております。費用につきましては、広域のごみ処理施設の運営費用につきましては、建設行為と一緒に契約しておりますので、既に金額のほうは確定しておりますが、広域の最終処分場の運営事業につきましては、この後、入札して事業者を決定しますので、今現在見込んでおります管理運営費につきましては、先ほどの補正予算の説明でありました5年間で税込みで、約4億6千万円。一年あたりにすると約9千2百万円程度を見込んでおります。あと中継施設の関係ですけれども、令和3年の4月から旭と匝瑳の既存のごみ処理施設については、運営の内容について協議をしているところで、一部委託をする予定でありまして、その事業費を来年度予算に計上するために今、概算の事業費を積算しているところでございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 私が言いたいのはですね、まず、全体の組織という面に関しては、先ほど佐久間議員がおっしゃったようにですね、各市の事業所の職員の人事、そ

れからまた広域に関する人事、委託業務に関するものは委託で結構です。しかしながら、まだ中継処理施設については宮内さん答えたけど、俺、3番で質問しているんだよね。先に答えないでくれる。それに関しては結局まだその体制如何が、まだ質問で、我々に対して何ら報告がないんですよね。中継処理施設の件に関して。この間、やっとなさんのところに配付されたと思いますけども、税抜きで58億なにがしになる事業予算が出てきたわけですよ、それも勝手な段階で。まだそれもできないだろうとか何とかって言う、各市の管理者からいろんな話が出たということですけど、だから私が言いたいのはまず、一番に通告で言っているのは事業全体が計画どおりなのかと言ったら、計画どおりに進んでいませんというのが現状じゃないですか。違います。私、日本語で言っているんですけど、別に難しいことは言ってないですよ。それを答えてくださいって言っているんですよ。それからさっきも、くどいようですけど、言うように、我々の場合は一市二町関係環境衛生組合というのがございます。その職員がいます。直接雇用もいます。出向者もいます。その職員の待遇については、ある一定の人間は、もう雇用をカットするしかないです。それはもう決まっています。その雇用カットされた人をできれば、中継処理施設のところで雇用してもらいたいとかって言うことでありますけども、中継処理施設の運営も外注に出しちゃうんですか、これ。どうなんですか。はっきりしてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。旭市と匝瑳市では3年4月からの運営の体制については今、検討しているところでして、その中で一部委託についても検討しております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 中継処理施設のところ詳しく聞きますけど、広域ごみ処理事業の施設に関する事業全体の手続きは計画どおりに進んでないということで、宮内課長、よろしいですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 計画どおりに進んでいるか、進んでいないかと言われると、計画、こちらでまだ確認、計画がすべて終わっていない、見越せてないところ、計画というか準備ができてないところもありますので、計画どおり進んでいない

面もあるというふうに認識しています。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 計画どおり進んでいないのは事実なんです。それをね、どうも施設整備課を含めてですね、ごまかすというかですね、にごわすというかですね、進んでないことは進んでないと明確に出せばいいわけですよ。それによって各市のマッパワーも狂ってくるし、いろんな手続きが変わると。費用の面についても、外注に関することに関しては確定している部分はありますけども、それ以外のことはまだ確定してないんじゃないですか。確定してない予算あるでしょ。当初見込んでいた予算より、だいぶ大幅に出ている部分はないですか。教えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。費用の面につきましては今、来年度予算を運営にかかると費用、必要な費用で洗い出しているところで、当初の見込みに対して、増減額どれくらいかというところが、ちょっと算定ができていない状況です。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 本来なら算定額ができていない状態って、もう始まるのに半年切っているんですよ。それはおかしいでしょ。早急に各市の担当課と協議して、ここの一番に関わるですね、委託費用とシステム。これを確実に、いつまでに、きちっと取りまとめるのか方針を教えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。この費用に関しては、来年度予算に計上することもありますので、11月末を目途に取りまとめをさせていただきたいと考えております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 次にですね、各市の負担割合についてお聞きします。先程来、この間、議会の全員協議会において資料が提出されました。その資料についてはですね、各市持ち帰ってもらって、できれば、その上で各市の全員協議会並びに議会、並びに市民に理解を得た上で再度、この広域議会の場に持ってきていただいていたというのを私、申し上げました。そこで申し訳ないんですけど各管理者にお伺いしたいと思います。まず持ち帰ってですね、各議会できちっと論議をしていただい

るかどうか。それがですね、時間切れによって、そのまま今までの負担割合で行かないよう、ちゃんと各市が妥協点を持ってですね、きちっと論議をしていただいでですね、この場に持ち帰っていただけるよう、各管理者、副管理者にお願いできるかどうかの、各3人のご返答をいただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 長い間にわたって協議をしている負担割合でありますけれども今、三市の担当課長検討会議ということで、それに先日、副市長も入っていただきながら合意点を見出すべく鋭意、努力をしているところであります。まずはその事務サイド、12名の各市の担当の方々が協議していただいて、合意をしていただく。そのことがいつ出るのかという部分で、はっばをかけて、早く出してくれというようなことを我々のほうからも言っているんですけども、おそらくまあ12月いっぱいには、それが出てくるものと思います。そうしたらやはり全員協議会、各市の、旭にとっては議会の全員協議会にかけて、まずは東広の3名の議員に説明をしながら、こういった合意になってきたというようなことを報告して、それから全員協議会にかけるというようなことになろうかと思えます。その段取りをしっかりと踏んでいきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井文男君） 太田副管理者。

○副管理者（太田安規君） 匝瑳市ですけれども、私共は前回の全協の皆様方の意見合意ということで、各市そしてまた議会のほうで持ち帰って、各市の案を出して、この議会にまた持ち寄ってくれというようなことでありましたので、その線に沿って今、計画というか、そのような進行を計画しておるところであります。近々の内に東広の出向議員の皆様方と相談をし、そしてまた、その方向が決まれば議会のほうの全員協議会というかたちで組合の事務局から出された案というのをたたき台にして、ひとつ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岩井文男君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 銚子といたしましても、岩井議長、鎌倉議員、石上議員とまず十分に協議をさせていただきます。勉強会あるいは全協の可能性もあるかと思いますが、というかたちで議会の中で十分議論をしていただいて、議会の総意をまとめていただくと。それをもってですね、合意形成を私自身としても精一杯努力をさせ

ていただきたいというふうに思っています。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） まあ、いずれにしましてもですね、もうここまで来たら来年の3月までには決めなきゃならないっていうのは、各管理者は分かっているところだと思います。各管理者の主張、並びに各市の副市長はじめとした執行部が、主張あると思いますけど、いずれにしてもですね、これ言い張っていたって終わんないわけですよ。やっぱりどっかで妥協点を見出して、その妥協点を見出した後にですね、暫定措置で3年後に見直すよとか、そういうことをきちっと条例に付け加えてですね、やっていただかないとしょうがない時期に来ています。申し訳ないけど、月に2、3回議会やないと進まないような状態の時期だと思いますよ、はっきり言って。全協も含めてですけどね。ですから、この点については各市の努力を管理者含めてお願いするということで、この部分に対しての質問は終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に3番目の中継処理施設についてお伺ひします。この中継処理施設については、この間、資料をお願いしましたところ、各議員に届いたところであると思います。とてつもない予算が出てきたということは、分かりました。しかしながら、その報告書が出ている月がですね、3月ですよ。前回、議長、3月に議会やっているときに、もう分かっていた訳ですよ。なぜこれを提出しなかったのか。お伺ひしたいと思ひます。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。基本設計の内容は昨年度末にまとまっておりますが、その内容を3市と協議をしまして、最終的に中継施設の整備方針、組合としての方針を決定しておりましたので・・・・・・

（発言する者あり）

中継施設整備の基本設計の内容は、基本計画から変更して基本設計をまとめた結果、事業費が大きくなっていた訳ですけども、その組合としての方針が決まらない段階で、その基本設計の報告書だけを組合議員さんに説明しても、組合としての方針を合わせて説明させていただきたいということで、報告書だけを開示するのを、その時には控えさせていただいて、最終的な組合の方針と合わせて説明させていただくということ

で、今回資料を配らせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） じゃあそれは誰が指示したんですか。だって組合の予算で出て、3月に報告書出ているんだったら、そのまま1回出せばいいでしょ。それを今度計画書の中身を変えて、それを論議してから出すって、そんなのおかしいじゃないですか。先ほど言ったでしょ、予算執行している中で、この予算執行で出たものの成果に対しては、すなわち直ちに報告すべきことですよ。それを誰、じゃあ明智管理者と副管理者が、これを出すなって言ったんですか、宮内さん。教えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 基本設計業務の内容を3市長さんに報告させていただいて、その時に基本設計業務の報告書を組合議員さんに配るかどうかということは、一応、3市長さんに確認させていただいて、組合の方針が決まってからということで、その場で、すぐ出さないというふうには3市長さんに確認をさせていただいたうえで決定させていただきました。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） じゃあ、申し訳ないけど3市長が出すなって言ったことになっちゃうわけですね。それはないと私は思っているんですけど。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 正副管理者のほうに、その基本設計見せていただきまして、当初20億くらいの予算で、それから基本設計に出す時点で、解体も含めれば震災復興特別交付金が出るとか、循環型形成交付金が出るとかっていうことで、かなり各市の負担も少なく済むのではないかとということで、全部の中継施設の解体を含め、建設までの基本設計をお願いしたわけでありまして。それでまあ基本設計が出た時点で数字を見たら、これだけの大きな予算は今のごみ焼却、最終処分場やっている中で、支出は無理があるのではないかとということで、もう一回、基本設計見直しをさせろというようなことで、日産コンサルですか、そこに投げかけて、もう一回、基本設計をやり直してもらったということがあって、まだ確定の数字が出ていないということになって議員のほうには報告、その確定したものが出たら報告しようということで了解をしたところでありますので、よろしくご理解いただきたい。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 明智さんの言っていることは分かるんですけども、元々この計画ってというのは、中継処理施設を各市に改修してやるって話だったんですよね。で、いつの間にか議会に相談なく、撤去、解体、新設ってなっちゃっているですよ。私が言いたいのはそこなんです。議会の確認もなく、いきなり、本来ならコンサルに出した内容が中継処理施設を改修してやったときの予算で出るはずだったはずですよ、明智管理者ね。ところがそれがとんちゃって、いきなり解体して、まあなんていうのかな、新設するっていうようなかたちになっちゃっているんですよ。そんなことを議会で論議したこともないし、決を採ったこともないし、方針出したことがないんですよ。私が言いたいのはね、なんで勝手に方針転換しちゃって、内容が変わっているんですかってことを聞きたいんですよ。これは明智管理者もね、ご存じだと思うんですけど、変わっちゃったなということだと思いますよ、これ。その説明がないって言いたいんですよ。説明があってから全部解体して、これをコンサルに出しました。我々は、コンサルに出したのは中継処理施設はあくまで改修して、既存を活かして使うということでやったはずですよ、違いますか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今、荻谷議員がおっしゃられたとおりで、基本計画のときには既存ごみ処理施設の一部を活用して、中継施設を整備するというので基本計画としてはまとめておまして、それに基づいて基本設計を委託しております。その基本設計業務の中で、基本計画の報告に基づいて、初め、詳細な基本設計をすることで、現地の調査に入りました。その中で基本計画時にも指摘としてはあったんですが、既存施設を使う場合の問題点の指摘を受けました。実際にはごみを運ぶクレーンが老朽化していて、それ自体はもう改修して長期に使うのは余計に費用がかかると。また建物自体も流用して活用しようとしたんですけども、雨漏りがしているとか、ただ雨漏りしている場所も電気室が雨漏りをしているなど、長期的にはもう大規模な改修が必要になると、そういうような基本設計を請け負った業者からの指摘がありまして、その中で当初の発注仕様に対して、年度の途中でその事業者の報告ですね、中間の報告において、基本計画の内容から変更した基本設計にしたいという業者からの報告がありましたので、その報告については3市長さんには、させて

いただいたんですが、確かに組合議員の皆様には報告していなかったことについてはお詫びさせていただきます。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） だからね、なんでそんな報告しないのかっていうこと。じゃあ3市長に責任振るのか、おたくが。そりゃ、おかしいでしょう。じゃあ去年のいつの段階で、そういう中間のね、日産からね、話があったのよ。去年でしょこれ、あったのが。3月に結論が出ているということは、その遡って半年前くらいには、日産から、いやこれおかしいからこういう変更をしたい、という旨の話があったわけでしょうよ。それをなんで報告しないで、ずっと議会が進んじやっていて、設計書に基づいて、我々議会承認して予算出しているんですよ。それを勝手に設計変更したので、予算を消化して、はいこれですよって。本来であれば、最初に発注した予算に基づいたものの報告書を出して、その報告書、これではまずいからといって、またやるならいいよ。それを勝手に仕様変更してさ、やっちゃうって、これおかしいじゃないですか、予算執行で。ましてや1千何百万円もかかっているの。おかしいと思いますよ。おかしくないますか宮内さん、それ。あなたがそれ責任もって判断してできるの。あなたの一言で、管理者にしてみりゃ、ああそうか。しょうがないから、いいだなんて。管理者なんかね、仕様変更に関して詳しくね、判断なんかできないですよ。あなたが言ったことに全部かかっている訳ですよ。はっきり言って。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 事務局のほうから、正副管理者に報告があつて、その中で解体っていう部分は、予期もしない大金が掛かるということで、解体をすれば建設費用というのが、さっきいった交付金とか補助金とかあるから、だいたい同じくらいにできるんじゃないかというような説明を受けたもので・・・・・・

（発言する者あり）

コンサルに見直してもらえということで指示した訳なんだけども。それから報告しようということであつたんですよ。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） まあ、いずれにしてもね。計画が変わっているわけじゃないですか。はっきり言って。当初は、一番最初ね、この中継処理施設の予算なんかなかっ

たんですよ。途中で9億になって、16億になって、26億になってって。私、全部ね、今までの書類、引っぱがして見たんですよ。ちゃんと書いてありますよ。それが、これだけ計画変わっちゃったら、計画を変える時点でやっぱり議会に報告義務は、申し訳ないけどね、管理者、副管理者、あるわけですよ。いくらね、宮内君が体裁のいいこと言ってさ、これ補助金もらえるからなんだかんだって言われて、じゃあなんとか、ツーペイになるんならいいやって、そりゃ管理者、副管理者そう思いますよ。だから宮内君にも責任あるんだよ。これ、はっきり言って。そんな机上の空論のこと言ってさ、管理者、副管理者をさ、上手く乗せちゃってさ。じゃあ、それでいいだっぺと。そうやってやっちゃったのと、これ同じだよ、はっきり言って。あなた方が基礎になって、管理者、副管理者は判断しているわけだから、それがもう方針が変わったら議会に報告して、予算執行した内容の仕様書について変更ありましたって、それは去年の暮れの段階でもう分かっているはずですよ。それなぜ言わないの。こういうどんぶり勘定でね、ものごとをトップダウンで決めちゃったでは、まずいと思うんですよ。その点に対して宮内さん、あなたはちょっと、申し訳ないけど絵を描きすぎだよ。自分で絵を描いちゃっている。それなに越川市長がそうやって言っているの。いいようにやれと。そういうことになっちゃうよ、宮内さん。あなたが自分の中でコンサルがだめだったから、こうしたほうがいいだろうって考えて、それを管理者はじめ副管理者に説明して、副管理者とか管理者にしてみたら、それじゃあ、なんとかなるならいいやって、そりゃ思っちゃいますよ。はっきり言って。だつて一から十まで3市長は、分かんないもんね、はっきり言って。申し訳ないけど。そりゃ、分かりますよ、俺も。管理者の立場としては。だけどあまりにもね、執行部の施設管理課が出しゃばりすぎだよ本当に、申し訳ないけど。きちっとね、もうちょっとね、判断基準と判断が変わったものは、きちっと議会に報告する義務があるってことをね、認識していただかなくてはしょうがない。その点、ちゃんと謝罪するなら、謝罪しなさいよ。この場で。だめだよこれ。こんなことやったら本当、でたらめだよ。どうなんですか。施設管理課長。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 今、荻谷議員のおっしゃられたとおりで、基本設計業務の途中で、方針を変更した時点で組合議会への報告を怠った点に関しては、申し訳

ありませんでした。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） いいですか。太田市長ね、仕様を変えたってことを言いたいわけですよ、宮内君は。仕様を変えちゃったのは本来なら議会に報告義務はあるんですよ。それを怠ったから私は、まずいですよと。でね、なんか知らないけど、この中継処理施設の全協の資料もらったでしょ。これに見るとね、31年度にはもうね、撤去、新設って言葉になっちゃっているんですよ。こんな資料、今出てきたものであって、最初から31年度に新設、撤去なんて出てないですよ、これ。これなんか、正副管理者、平成2年5月26日資料って出ているんですよ。これ、このぺら1枚。だから全部これ、後からね、作っちゃっているんだよね。本当、変わった時点でなんで議会に報告しないかと。そこはね、もうともかく議長をして、申し訳ないけど執行部はじめ管理者に、内容が変わったらすぐ議会報告が必要だということ、ましてや予算も含めてですけど、それは厳守していただきたいと思いますが、議長のほうからご指導いただけるようお願いできませんでしょうか。

○議長（岩井文男君） はい、分かりました。言っときますよ。

○8番（荻谷進一君） じゃあ、引き続きよろしいですか。参考資料でも、ここがね、ちゃんと書いてあるんですよ。参考資料だったら、まだこれ計画は改修で書いておくべきじゃないですか。決まってもいないんだから。それ、なんで勝手に変えちゃう訳。これ作ったの宮内さんでしょ。違いますか宮内さん、答えて。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。この資料のほうは施設整備課のほうで作っております。今お話があった平成31年度の基本設計の額、一番下、合計が約60億ってなっておりますが、最終的な報告書の金額をまとめた数字になっております。ですから基本設計で上がってきた数字を正副管理者に協議していただくために、こんな経過で今まで検討しているっていうのをまとめた資料になっております。決定というよりも、今までの協議経過をまとめた資料となっております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） いずれにしても正副管理者は経緯を知っているわけだから、我々は経緯は知らないんです。そこは申し訳ないけど、この資料出す以上は、後で説明が

あるかもしれないけども、おかしいですよ、これ。ちゃんと添え書き書いておかないと。誤解を呼びます。ともかく、きちっと報告義務。正副管理者が知っていることは、基本的に議員も知っているということを厳守していただきたいと思います。じゃないとこれ、議会の意味ございません。

次に中継処理施設に関してなんですけども、結局この中継処理施設の事業内容っていうのは、いつ、どの段階でどうやって決定するんですか。例えばの話ですけども、ある報道機関によると、銚子市さん旭市さんは直接搬入することを決めたような報道が出ているとか、出てないとか。なんか、それこそまだ決まってもいない今、言ったように、これ決まってもいないのに、各市はそういうふうに対応するしかないだろうと。例えば明智さんにしても、管理者にしても、これはもう予算かけられないから直接搬入するしかないかなとか、そういう話を漏れ伝わって聞いたりとか。それから、うちらはどうすんだとか、匝瑳市に関しては。まだなにも決まってないですよ。この中継処理施設の事業内容は広域の予算をもって、広域で決めることだと思うんですよ。これ、一体全体いつまでに決めるんですか。先ほどの議案にもあったように我々、中継処理施設に関しての地元説明もしなければしょうがないんですよ。もう、うちんかが一番切羽詰まった状態。にも関わらず、今度あそこでごみの積み替えをするって訳ですよ。うちの一市二町環境衛生組合のまわりにも住民はいるわけなんですよ。匂いも行くわけですよ。灰も行くわけですよ。だからカラスも来るわけですよ。そういうことを考えていただいているのかなと、思いつつ、じゃあ一体全体この中継処理施設の仕切り直しですよ、今の段階では。仕切り直しはいつまでに、どのようなかたちで、どの予算をもってやるんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。中継施設の整備の仕方につきましては、この定例会の後ですね、組合のほうでの中継施設の整備の方針というのを組合議会に説明させていただいたうえで、それに基づいて進めさせていただきたいと考えております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） いつまでに決めるんですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。この組合のほうの中継施設整備の方針をご了解

いただいた後にですね、今度それに伴う事業費を算出、予算取りさせていただいて事業を実施していくこととなりますので今、こちらの考えているスケジュールとしましては、基本設計内容を基にもう一度条件を整理しまして、来年度、工事に必要な発注仕様書というものを作成しましてその中で工事費、必要な工事費、事業費を積算して実際の整備というのは令和4年度からということですので、決定するという時期と言われましたら、今年度中にそのスケジュールを決定して、その後の予算を計上させていただきたいというふうに考えています。

○8番（荻谷進一君） 議長。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） うちはそれでは困ると思うんですね。うちがごみ処理の焼却が終わった時点で、地元の了解を基に中継処理施設の運営並びに今後の方針を地元説明しなきゃならないんですよ。ですからそういうことを考えたら、年内にもですね、どうするか。例えばですけど、この後、説明あると思いますけども、どういう事業方針にするか明確に早く決めないとまずいんじゃないですか。先ほど休憩中、銚子の越川市長さんとも話したけど、周りの車の、あそこは一応、入り口に関しては県警の了解をもって搬入計画の事業運搬量、交通量を申請しているはずですよ。それ警察の県警本部に対しても逸脱した計画になるわけですよ。そこまで考えてないでしょ、宮内さん。開発行為やるときには、ご存じのように、道路交通量に関する事業計画を千葉県警に出して、それによって搬入量の事業計画等もやるのが普通ですよ。県警に断らないで入口の運搬計画変えたらまずいよ、本当言って。どの事業者だって、例えばスーパー作るときに右折の量とか左折の量とか、左折レーンとか、そういう事業計画をもって県警の許可を得るわけですよ、道路の。それをやっているのに、いきなりまた計画変えちゃったら、おかしいことになる。ましてや直接搬入をするということになると、交通量の件で地元から苦情来た場合、県警に来るわけですよ。県警に来た場合、県警は事業計画と違うじゃないのって言ったら、今度、東総広域が行政指導くろうことになるわけですよ。これおかしいですよ。行政が行政に対して行政指導なんて。そこまで考えてないでしょ、宮内さん。考えていますか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 県道への接道の関係で、こちらでは銚子の土木事務所

のほうに申請を出しております、その中でやはり搬入車両台数のどれぐらいの見込みになるかっていうのは報告しております。中継施設がどちらにしても令和3年から中継施設はできませんので、中継施設ができるまでは、直接搬入の台数が増えるという見込みの台数を千葉県の方には報告しております。県の土木、銚子土木事務所のほうに報告しております。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 右折レーンと左折レーンないよ、あの道路。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） あの、今回の接道のときの協議で右折レーンは作らないことになっておりますので、普通の接道だけになっております。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） あの、今度量が増えたら、あそこで絶対渋滞しますよ。警察対応になっちゃいますよ。普通は、ああゆう大きな開発するときは、土木が言っているかどうか分からないけども警察にも、あれ県道ですよ、あそこは。ちゃんと協議しているはずですよ。ちょっと確認してもらえますか。今答えられないようだったら。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） はい。あの、警察との協議については確認させていただきます。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 後で、まあ地元以外の方でも、今、クレーマーが多い時期です。あそこで渋滞して農業の方々に支障があるとかなんとかって、地元との協議ともめない。それが3市に関わることでありますから、嚴重にですね、ちょっと確認をしていただきたいと思います。

じゃあ時間もあれですけど最後にですね、最終処分場についてお伺いします。この間、樋口局長が説明の中で、もし仮に遅れた場合でも補助金はもらえますって言葉が出ましたよね、局長、違いますか。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） そのように説明させていただきました。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 遅れないってさんざん言っているのに、そんなことわざわざ言う必要があるの。人間って心理簡単なんです。もう遅れる可能性があるから、それを言っとかなきゃまずいってね。言っちゃっているようなもんです。工期の遅れが生じているけれどということであるけども。じゃあ局長、絶対遅れないって言えるの。

○議長（岩井文男君） 樋口事務局長。

○事務局長（樋口恒一君） 最終処分場の工事につきましては、事業者から工期内については厳しいという話が出てきておりますけども、こちらとしては工程の見直し等で工期内に終了していただくようお願いしているということでございます。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） お願いしているってということと、向こうはできないって言っているのとは意味違うんだよね。これ遅れた場合に補助金はもらえますよって言ったら、あなた方執行部は嘘ついたことになるんですよ、我々に。ここまでに竣工しないとこの補助金はもらえないから、決裁をお願いしたいっていうのをやった経緯があるんですよ。これ。じゃあ最初から遅れてももらえるんだったら、あのとき決裁するってことを我々に迫る必要がなかったってことになっちゃうんですよ。違いますか。そのとき樋口さんいないから、樋口さん責めてもしょうがないんだけど。そういう経緯があるわけですよ。あれ議事録載っていますよ。はっきり言って。じゃあなんですか執行部は我々に嘘をついて、この場でとにかく決断を仰ぎたいって言ったことになっちゃいますよ。ねえ、樋口さんあの、遅れた場合に国だってさ、単純にさ、遅れた、ああそうですか、いいですよってことはありえないと思いますよ。そうした場合は、遅れた理由とかなんとかをきちっと添えてですね、出すようになると思うんですよ。そういうその補助金に対してですね、もらえる、もらえないというのは誰が、どこに、どういう確認をしたんですか。教えてください。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 交付金が工期の遅延に伴って、万が一令和2年度中に終わらなかった場合に、令和3年度の取り扱いどうなるかっていうのは、施設整備課のほうから県の交付金の担当課のほうに確認をしました。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 誰がって言ったでしょ。

- 議長（岩井文男君） 施設整備課長。
- 施設整備課長（宮内雄治君） 確認したのは私が県の担当課のほうに確認をいたしました。
- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。
- 8番（荻谷進一君） その場合に、ただ遅れても大丈夫ですよって、何にも出さないでそれで済むわけですか。それも聞いているんですよ、さっき。
- 議長（岩井文男君） 施設整備課長。
- 施設整備課長（宮内雄治君） はい。繰越し等の手続きをすることになりますので、繰越しの理由、当然工事の遅延の理由であったり、必要になるかと思われま。
- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。
- 8番（荻谷進一君） それは誰が作るんですか。
- 議長（岩井文男君） 施設整備課長。
- 施設整備課長（宮内雄治君） 工事の遅延理由書自体は事業者に作っていただいて、その内容を組合の方でまとめて、県のほうに提出することになるかと思いま。
- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。
- 8番（荻谷進一君） 事業者って、誰のこと言っているの。これなに、パソコンに言っているの、それともなに日本国土に言っているの。JVに言っているの。なんか曖昧だよ。
- 議長（岩井文男君） 施設整備課長。
- 施設整備課長（宮内雄治君） すいません。事業者と言ったのは工事事業者、工事の請負者、JVのほうになります。
- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。
- 8番（荻谷進一君） それ違うんじゃないの。あんた間違ったこと言ったら、俺、議事録に残しておくよ。間違っていない。事業者じゃなくてパソコンじゃないの。
- 議長（岩井文男君） 施設整備課長。
- 施設整備課長（宮内雄治君） 工事の遅延の理由書につきましては、今、事業者のほうに作っていただいておきまして、その内容をパソコンが、内容の確認をいただいているところです。
- 議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 語るに落ちたんですけど今、依頼しているって言っちゃったんだよね。じゃあ、遅れる前提でもう書類を依頼しているんでしょ。違いますか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） こちらからお願いしたのは、工事が遅れるということならば、遅延理由書を出していただかないとこちらの手続きもできませんので、遅れるなら遅延理由書を作っていただきたいということでお願いしております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 遅れるならって、結局こうやってキャッチボールしている間に、語るに落ちちゃったんだけど。もう遅れるのを前提じゃないですか。違いますか。遅れるなら遅れるで私、言ったじゃないですか。いいですよって、それはしょうがないですよって。ね。言っているわけですよ。それをひた隠しにこっちは遅れません。こっちは遅れますって言っている。それがもう工期まであと4か月足らず。それなのになんでそれをちゃんと、きちっと報告して、もう遅れますということと言えないんですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 工期の遅延理由書を今、作っていただいております、その内容をパソコン、施工管理しておりますコンサルに見ていただいているんですが、その理由が繰越し等の手続き、国へ申請するうえで、理由がつく内容かどうか。その辺を今、確認していただいております。で、基本的には先ほど事務局長、樋口事務局長から話があったとおり、組合としては工期内に終わらせていただけるように、引き続き努力はしていただきたいと。ただ本当に遅れるならば手続きの関係もありますので、その準備もしないといけませんので、交付金がもらえないということになれば問題になりますから、そのために工期が遅延するならば、遅延理由書をちゃんとまとめていただきたいということでお願いしております。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 遅延するということをもう認めてくださいよ。もうここは最後の場ですよ。もう遅延するって分かっているんだから認めてください。じゃあ業者に私、乗り込んでいきましょうか。業者が遅れるって言っている。ね、言っているんでしょ、樋口さん。工期間に合わないって言っているわけですよ。だけどこっちは遅ら

せないようにしてくれってお願い。実際は遅れる。遅れるだろうから理由書を作ってくれ。で、あなたは県に言って、国には言ってないんだね。県が、じゃあ理由書の判断をしてくれるわけですか。ね、全部突き詰めていくからね、そんなこと言っている。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 県に確認したのは交付金の手続き上、まず繰越し、令和3年度に繰越しで交付していただけるか、そういう確認をしました。実際にその手続きの中身についてはまだ確認しておりませんので、必要な書類であったり手続きの時期であったり、そういうものは今後確認させていただきたいと考えております。

○8番（苅谷進一君） 議長。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） 今、さっき言ったことと、あんた逆のこと言っているんだよ。

さっきは理由書が必要だから作ってくれって言った。だけど今はその手続きの内容をまだ確認していないと。おかしいでしょ、言っていることが。自分で語るに落ちているんだよ。言い訳がつかない状態になっているのが。明智管理者、すいません。もうこれ遅れるなら遅れるでかまわないんで、認めて手続きとらないとまずいですよ、これ。あと土壇場になってね、ぎりぎり引っ張って、各市に遅れましたでは。要は補助金もらえるって確定もまだ分かんないわけでしょ。もう遅れるなら遅れるって業者が言っているんだったら、それで認めざるを得ないでしょうよ。で、補助金がもらえれば、まだ御の字だけど、ただ補助金がもらえない以外での負担があれば、それはしなきゃしょうがないんだけど。ただこれ心配なのは、あれだよ、その内容いかんで違約金もとるとかそういうことも考えられないですか。

○議長（岩井文男君） 施設整備課長。

○施設整備課長（宮内雄治君） 契約書のほうには工期の遅延理由が、組合側が認められないようなもので遅れた場合には、違約金が発生するというようなことが記載されております。

○議長（岩井文男君） 苅谷議員。

○8番（苅谷進一君） だからね。そういうことがあるってことは、ぎりぎり引っ張って、前段で、はいだめでしたと言うよりは今の段階で、もうそういう契約条項に違約

金の条項がある訳なんだから。ただね、これ申し訳ないけど、産廃が出てきたとか、それからもう一つは漏水、いわゆる水が出てきて遅延したとか。台風災害とか。こんなのはね、遅延理由になんないですよ。いわゆる業者の責任じゃないってことですよ。そこをきちっとしてやないと業者だって、旭の業者だってこれ入っているじゃないですか、鈴木さんが。地元業者いじめることになるよ。そんなことは絶対あつてはならない。であれば、もう遅れるなら遅れるで明確にして、あとはその善後策どうするかを管理者、明確にさせていただきたいと思いますので、その旨確認をして早急に判断をお願いできるよう、ご返事いただけますでしょうか。

○議長（岩井文男君） 明智管理者。

○管理者（明智忠直君） 今の時点で事業者が確実に遅延をするというような部分は、事務局のほうへ申し入れがないようでありますので、その最終リミットと言いましょうか、判断をする最終リミット、まあもう11月ぐらいになればあと4か月ですので、3月にできないということも分かると思いますので、そういった事業者に決断をしてもらおうという部分、事務局に申し入れをするということを11月一杯ぐらいに申し入れてもらいたいということを業者のほうに、事務局から申し入れをしますので、その時点で今後の善後策について、遅延した場合の善後策について検討していきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員。

○8番（荻谷進一君） 他の決めることが管理者、副管理者でいっぱいあるんですよ。だからもう見切りはつけるならつけるで早くつけないと、施設整備課に踊らされていたらね、まいっちゃいますよ、これ。管理者も副管理者も。だからね、早急にイエス、ノーはつけることは早くつけていただいて、事業をとにかく進めないとしようがないので。そこの確認をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（岩井文男君） 荻谷議員の一般質問を終わります。

以上で通告にあります一般質問は、終了いたしました。

日程第9 討論、採決

○議長（岩井文男君） 日程第9、それでは直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(岩井文男君) ご異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、さよう決しました。

続いて、議案第2号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、さよう決しました。

続いて、議案第3号、令和元年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、さよう決しました。

続いて、議案第4号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(岩井文男君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和2年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（岩井文男君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、東総地区広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（岩井文男君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会

以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

これにて、令和2年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でした。

午後5時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 岩井文男

議員 石田勝一

議員 荻谷進一